

LIBRA

2018年 4 月号

〈特集〉

すっきり早わかり 債権法改正のポイントと学び方

〈インタビュー〉

第32回 東弁人権賞受賞者
出元明美さん／全国音訳ボランティアネットワーク

〈クローズアップ〉

2018年度 役員紹介



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2018年4月号

特集

02 すっきり早わかり 債権法改正のポイントと学び方

第Ⅰ部 総論～特集の狙い、債権法改正の文献紹介

第Ⅱ部 各論

第Ⅲ部 国会審議から見た債権法改正～今後の課題

インタビュー

28 第32回 東京弁護士会人権賞 受賞者

- ・ 出元 明美さん
- ・ 全国音訳ボランティアネットワーク

クローズアップ

36 2018年度 役員紹介

ニュース&ピックアップ

40 香港法律年度開始式に参加して

連載等

42 常議員会報告（2017年度 臨時第3回／第11回）

49 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告 東京家庭裁判所委員会報告「調停委員の研修」 相原佳子

50 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応 第89回 これって業務妨害!? 田村和之

51 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を 第25回 職務上の氏名(旧姓・通称)使用における不都合、支障の解消に向けて 的場美友紀

52 近時の労働判例 第61回 京都地方裁判所平成29年3月30日判決(福祉事業者A苑事件) 宋 昌錫

54 刑弁でGO! 第78回 「当番出勤後の通訳費用をめぐる注意点」と「当番弁護士通訳ガイドライン」 本多貞雅

56 わたしの修習時代：往事茫々として… 61期 高橋哲哉

57 69期リレーエッセイ：職業「弁護士」の違和感 齋藤崇史

58 心に残る映画：『タンポポ』 佐竹 雅

59 コーヒーブレイク：スリランカ～旅行からビジネスまで～ 宮川 拓

60 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

62 会長声明

70 インフォメーション

すっきり早わかり 債権法改正のポイントと学び方

明治29年(1896年)の制定以来の大改正といわれる民法の一部改正(債権法改正)の施行日は、2020年4月1日と決定された。まだ2年もあると思っていると、あっという間に施行日になっていた、ということになりかねない時期を迎えているといってもよいだろう。それどころか、新設される定型約款に関する規律に関しては、改正法施行日の前後を問わず、改正法が適用されることとなっているが、これを排除し、旧法の適用を受けるための意思表示ができる期間は本年4月1日に開始するので、実は「間近に」迫った問題でもある。

今回の改正は、契約関係をはじめ、消滅時効、保証、債権譲渡など多岐にわたり、かつこれまでの制度を大きく変更する内容が含まれている。当然のことながら、我々弁護士は、こうした内容に関し精通しておく必要があるが、まずはその全貌をつかむことが肝要である。

そこで、今月の特集では、今回の改正を継続して研究してきた法制委員会の方々に、重要な改正点ごとに、ポイントとなる事項をわかりやすく、かつ簡潔にまとめていただいた。個別の論点を調べたい場合の参考文献も記載していただいている。今回の記事を通読することで、頭の中に債権法改正のアウトラインが出来上がると思う。

(上村 剛)

CONTENTS

第Ⅰ部 総論～特集の狙い、債権法改正の文献紹介

はじめに	3 頁
------------	-----

第Ⅱ部 各論

1 消滅時効	6 頁
2 法定利率	8 頁
3 債務不履行による損害賠償・契約の解除・危険負担	10 頁
4 詐害行為取消権	12 頁
5 保証	14 頁
6 債権譲渡・債務引受	16 頁
7 定型約款	18 頁
8 売買・請負	20 頁
9 消費貸借・賃貸借	22 頁

第Ⅲ部 国会審議から見た債権法改正～今後の課題

1 民事局長かく語りき	24 頁
2 衆議院法務委員会参考人質疑 頼末	26 頁

総論

はじめに

法制委員会 委員長 中込 一洋 (46 期)

委員 稲村 晃伸 (60 期)

民法（債権関係）改正については、書籍も多く、研修等の機会も増えている。この特集では、法制委員会のメンバーが集まり何度も検討した成果として、重要論点のポイント解説と、国会審議の情報等を紹介する。なるほど、もっと詳しく知りたいな、と思われたら、本を選びましょう。以下は簡単なブックレビュー、特色ごとに分けて説明したので、本を選ぶときの参考にしてもらえると嬉しい。

具体的事例から学べば

1. 東京弁護士会法制委員会民事部会編

『債権法改正 事例にみる契約ルールの改正ポイント』

(新日本法規・2017年7月)

法制審議会民法（債権関係）部会の幹事であった高須順一会員をバックアップしてきた法制委員会の

メンバーが1年以上にわたり会議を重ねた結果をまとめた本。具体的事例において新法がどのように適用されるかを論じるとともに、改正民法に準拠した売買契約書、賃貸借契約書、請負契約書の例を掲載している。

2. 潮見佳男ほか編

『Before/After 民法改正』

(弘文堂・2017年9月)

多数の研究者と実務家が、200を超える事例を素材に、旧法と改正民法が適用された結果の違いを明らかにしている。1論点あたり見開き2頁の解説に収められている。改正民法の主要論点は約200個であるから、その主要論点をほぼ取り上げているといえる。事例自体は、『債権法改正 事例にみる契約ルールの改正ポイント』に比べると平易であるが、それだけに現行法と改正法とのコントラストが明らかになるだろう。

特集

すつきり早わかり

債権法改正のポイントと学び方



法制委員会の皆さん

逐条的に調べるときは

1. 日本弁護士連合会編

『実務解説 改正債権法』

(弘文堂・2017年7月)

法制審議会に参画した4名の弁護士出身の委員・幹事をバックアップしてきた日弁連司法制度調査会のメンバーによる本。条文順の配列ではなく、要綱仮案の配列順に解説されているが、しっかりした条文索引があるのでそれほど苦労はしない。各論点について法制審議会での議論や実務家の視点からの問題点などに速やかにアクセスできる。

2. 潮見佳男

『民法（債権関係）改正法の概要』

(きんざい・2017年8月)

要綱仮案、法案の各段階で逐条解説されてきたものの、改正法バージョン。従来の版を持っている人も、最新版として入手すべきだろう。

3. 東京弁護士会法友全期会債権法改正特別委員会編

『改訂増補版 弁護士が弁護士のために説く債権法改正』

(第一法規・2018年1月)

東京弁護士会の一派が改正法の要綱仮案発表段階より逐条的に解説を加えてきた書籍の、改正法の国会成立を受けての増補改訂版。条文順に条文と趣旨、実務上の問題点が簡潔にまとめられている。なお、同一グループによる『改正民法 不動産売買・賃貸借契約とモデル書式』（日本法令・2018年2月）は、不動産取引に特化して解説しており、改正民法のもとでの書式や契約書の条項例を取り上げている。

深く研究したい方は

1. 潮見佳男

『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』

(信山社・2017年6月)

法制審議会部会の幹事による債権総論全体をまとめた本格的な体系書。「Ⅰ」だけで800頁を超えており、法制審議会の部会資料や議事録を丁寧に引用していて資料としての価値も高い。LIBRA2017年10月号56ページ掲載の書評も参照されたい。また、同一著者の『基本講義 債権各論Ⅰ〔第3版〕』（新世社・2017年6月）を併読すると、債権各論までをカバーすることができる。

2. 山野目章夫

『新しい債権法を読みとく』

(商事法務・2017年6月)

法制審議会部会の幹事による商事法務の連載「民法（債権関係）改正のビューポイント」に加筆した本。五重塔の売買契約や売買の目的物である建物に「すがもり」（北海道などで屋根に氷の堤防ができたことで生じる水漏れのこと）がある場合など、興味深い事例が紹介されている。また、同一著者の『民法概論1 民法総則』（有斐閣・2017年12月）は、民法全体を概説するシリーズの第1巻、初学者向けではあるが、参考になる。錯誤の類型を「意思不存在の錯誤」と「基礎事情の錯誤」に分類し、「動機の錯誤」というタームを全く使用していないところなどは、従来の教科書で勉強された会員にとって少々衝撃的かもしれない。

3. 中田裕康＝大村敦志＝道垣内弘人＝沖野眞己

『講義 債権法改正』

(商事法務・2017年12月)

法制審議会の民法部会の委員・幹事が各地で行なった講演をまとめたもの。親しみやすい口語調で書かれているが、内容は高度である。

4. 債権法研究会編

『詳説 改正債権法』

(きんざい・2017年7月)

実務家による金融法務事情の連載をまとめたもの。実務的な視点から重要論点について、かなり突っ込んだ解釈論が展開されている。

改正民法の全体像を概観したい方へ

1. 潮見佳男

『民法（全）』

（有斐閣・2017年6月）

民法全体の概説書。現行法と対比した記述はなく、もっぱら改正民法の解説書となっている。我妻榮博士の『民法1～3』（日本評論社、いわゆる『ダットサン民法』）の現代版のような位置づけといえよう。

2. 山本敬三

『民法の基礎から学ぶ民法改正』

（岩波書店・2017年9月）

法制審議会部会の幹事による入門書。平易な口語調で、わかりやすい事例を取り上げて改正法を説明しており、例えば電車の中で気軽に改正法を概観するときに重宝する一冊といえる。もっとも、内容は高度である。

3. 筒井健夫＝村松秀樹

『一問一答 民法（債権関係）改正』

（商事法務・2018年3月）

法務省の事務局による改正民法の解説書。まだ発刊された直後であるため内容は確認できていないが、従来の一問一答シリーズの水準は維持されるはずであり、実務家にとって必携の一冊となろう。

ポイントを早く知りたい方へ

1. 大村敦志・道垣内弘人編

『解説 民法（債権法）改正のポイント』

（有斐閣・2017年10月）

若手研究者が中心となった解説書。まず現行法が概説されているので、現行法に慣れ親しんだ弁護士にとっては読みやすいと思う。なお、事務局の筒井健夫元参事官も執筆者の一人として改正の経緯を説明している。

2. 高須順一編

『Q&A ポイント整理 改正債権法』

（弘文堂・2017年7月）

法制審議会民法（債権関係）部会の幹事であった当委員会の高須順一会員と5名の部会随員がQ&A形式でポイントを概説。すっきりコンパクトな本。

3. 児玉隆晴

『やさしく、役に立つ改正民法（債権法）』

（信山社・2017年6月）

当委員会の副委員長がポイントを市民向けにやさしく解説した本。日弁連司法制度調査会等での苦労話などもあり、弁護士会の意見が今般の改正にどのように反映されたかがわかる。

本特集の
凡例

新法：民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の民法
 旧法：民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法
 附則：民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により規定された附則
 整備法：民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）
 部会資料：法制審議会 民法（債権関係）部会資料
 部会議事録：法制審議会 民法（債権関係）部会議事録
 衆院議事録：衆議院法務委員会議事録
 参院議事録：参議院法務委員会議事録
 衆院附帯決議：衆議院法務委員会「民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」
 参院附帯決議：参議院法務委員会「民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」
 潮見概要：潮見佳男『民法（債権関係）の改正法の概要』（金融財政事情研究会）
 中田ほか講義：中田裕康＝大村敦志＝道垣内弘人＝沖野眞已『講義 債権法改正』（商事法務）
 筒井ほか要点：筒井健夫＝村松秀樹＝脇村真治＝松尾博憲＝前田芳人著「民法（債権法）改正の要点」（金融法務事情2072号～ 金融財政事情研究会）

消滅時効

法制委員会 委員 小松 達成 (62期)

研修員 藤原 奈美 (69期)

新法は、消滅時効の時効期間及び起算点、時効障害事由について、大きく制度を変更した。

1 時効期間及び起算点

(1) 原則的な時効期間及び起算点

債権の消滅時効における原則的な時効期間及び起算点は、債権者が「権利を行使することができることを知った時」(主観的起算点)から5年間行使しないとき、又は債権者が「権利を行使することができる時」(客観的起算点)から10年間行使しないときは、債権は時効によって消滅すると改正された(新法166条1項)。

主観的起算点から5年、客観的起算点から10年という二本立ての時効期間及び起算点が採用されているところが、改正の最大のポイントである。

二本立ての時効期間のうち、いずれか早い方の経過により時効は完成する(不法行為債権の期間制限と同様の考え方である)。5年と10年の二本立てになり、どちらか早い方の経過で消滅時効が完成するから、私人間の売買代金債権や貸金債権、雇用契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権、不当利得返還請求権の時効期間は、主観的起算点から5年となり得る点で、注意が必要である。

起算点が二本立てになると、主観的起算点と客観的起算点がずれる場合が気になるが、弁済期の定めがある契約上の債権は、主観的起算点と客観的起算点が通常は一致するので、実務上、起算点の判断が難しくなることは考えにくい。旧法で商事消滅時効の対象とされる契約上の債権に大きな影響は無いと思われる。

他方で、主観的起算点と客観的起算点がずれる場

合として考えられるのが、雇用契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権、不当利得返還請求権等である。これらは、主観的起算点と客観的起算点が異なり得る。例えば安全配慮義務違反では、主観的起算点は、単に損害の発生という事実を知った時点から起算されるわけではなく、債務不履行に該当するか否かの判断が可能な程度に事実を知ったといえるか、当該事案における債権者の具体的な権利行使の可能性を考慮して起算が判断される(部会資料78A・10頁)。

なお、職業別に定められていた短期消滅時効(旧法170条から174条)と商事消滅時効(商法522条)の特則は廃止され、上記時効制度に統一された。

(2) 不法行為債権

不法行為債権(生命・身体への侵害によらないもの)は、上記の時効制度に統一されずに、短期3年、長期20年の期間が維持されている(新法724条)。長期は、除斥期間ではなく、時効期間であると明文化された。

(3) 生命・身体への侵害による損害賠償請求権

重要な改正点として、生命・身体への侵害に基づく損害賠償請求権は、不法行為に基づくものも、債務不履行に基づくものも、時効期間が長期化され、いずれも主観的起算点から5年、客観的起算点から20年に期間が統一された(新法724条の2、新法167条)。

旧法では、生命・身体への侵害の場合、債務不履行(安全配慮義務違反)構成と不法行為構成とで期間制限に差があり、この問題点に対応するものである。

2 時効障害事由

(1) 用語の変更だけではない、障害事由の再構成

新法は、時効障害事由の用語の「中断」を「更新」とし、「停止」を「完成猶予」と変更したが、注意すべき点は、単に用語を変更しただけではない点である。

たとえば、「裁判上の請求」は、旧法では中断事由とされていたが、新法では裁判上の請求をしている間は時効の完成が猶予される（新法147条1項1号）。その後、裁判上の請求について訴訟を取り下げるなどして権利が確定することなく終了した場合は、その終了の時から6箇月間は時効の完成が猶予されるが（新法147条1項かつこ書）、確定判決等によって権利が確定したときは、裁判上の請求が終了した時から時効が更新される（同条2項）。

この「完成猶予」＋「更新」の類型としては、強制執行等が挙げられる（新法148条、旧法でいうと147条2号の「差押え」）。

「仮差押え又は仮処分」は、旧法では中断事由とされていたが（旧法147条2項）、新法では完成猶予事由となった（新法149条）。これらは本訴等を予定する暫定的な手続きであるから、本訴提起まで完成猶予を認めればよいとされたものである。

(2) 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予

新法では、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予制度が新設された（新法151条）。

従来、債権者は、時効完成間際に時効完成を阻止するためには、訴え提起等の手段を採るしかなかったが、時効完成阻止のために訴え提起等の手段を採ることは、債権者にとって大きな負担である。また、債務者としても、債務の承認まではしたくないが話合いで解決したいというニーズもある。そこで、当事者の負担軽減と協議による紛争解決の促進のため、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予制度が設けられた。合意は、書面（電磁的記録を含む）による必要がある。

3 経過措置

「施行日前に債権が生じた場合」の消滅時効期間は、旧法が適用される（附則10条4項）。この「施行日前に債権が生じた場合」には、「施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む」ので（附則10条1項）、施行日前に契約が締結された場合は、消滅時効期間は旧法の期間になる。

不法行為債権については、旧法724条後段の期間（20年）が新法施行の際に経過していた場合は、旧法が適用され、経過していない場合は新法が適用される（附則35条1項）。

生命・身体に対する侵害が不法行為による場合、新法施行の際に旧法724条後段の短期3年の時効が完成していたときは、新法724条の2は適用されない（附則35条2項）。逆に、新法施行の際に当該3年の時効が完成していなければ、新法が適用されるので、たとえば、施行日前に不法行為により生命・身体を侵害されてから1年が経過した時点で新法が施行された場合、残りの時効期間は2年ではなく4年となる。

時効障害事由は、施行日前に中断・停止事由が生じた場合は旧法が適用されるが（附則10条2項）、施行日前に発生した債権であっても、施行日以後には新法の規定が適用される。

なお、特別法の消滅時効期間は、新法に合わせて変更されたものもあるし（信託法43条、製造物責任法5条2項等）、変更されていないものもある（保険法95条、会社法701条、705条3項等）。賃金の消滅時効期間は現在2年間とされているが（労基法115条）、厚生労働省の検討会で見直しの要否について議論中である。

法制委員会 委員 廣畑 牧人 (55 期)

委員 前田 昌代 (68 期)

1 法定利率に関する改正点

法定利率に関する改正の概要は以下のとおりである。

- 3年毎に利率の見直しを行う緩やかな変動制
- 改正当初の法定利率は年3%とする
- 商事法定利率規定などの削除・改正
- 中間利息控除について明文規定を設置
- 法定利率を用いる場合の基準時の規律を整備

2 緩やかな変動制

旧法の法定利率は年5%の固定制となっているが、低金利状態が続く昨今の市中金利との乖離が大きいとの批判があった。

そこで新法は、常に変動する市中金利等との整合性を図るため、法定利率を固定制から変動制に切り替えた。もっとも、法定利率が市中金利と連動して常時変動すると、債権管理等の事務処理負担が過大なものとなる。そのため新法は、変動の見直しは3年毎に行い、その際に基準割合の変動が1%を越えなければ法定利率は変動せず、変動するときは1%刻みとする緩やかな変動制を導入した（新法404条3項、4項）。かかる変動の指標となる変動割合は、短期的な市場金利の乱高下により法定利率が急変することを防止しつつ長期的な市況の変化に対応させるため、直近5年間の銀行の短期貸付利率から算定される（同条5項）。

そして、新法施行時の法定利率は、かかる指標や現行の法定利率からの円滑な移行などの点を総合勘案し、年3%とした（同条3項）。

また、商法514条を削除する（整備法3条1項）など、民事法定利率と商事法定利率の統一化を図った。

3 中間利息控除

(1) 中間利息控除の明文化

新法は、旧法では規定がないが実務上広く行われている中間利息控除について規定を置いた（新法417条の2第1項、2項、722条1項）。

(2) 法定利率による算定

中間利息控除において控除される利息につきいかなる利率を用いるかについて、旧法下において議論があったが、最判平17.6.14（民集59.5.983）が法的安定及び統一的処理の要請などの見地から法定利率を用いるべきとし、以降実務上同判例の考え方が広く用いられている。

この点について、法制審議会における検討の結果、逸失利益の賠償にあたり中間利息控除を行う場合の規律について、新法は、上記判例の考え方に沿って法定利率を用いることとした（新法417条の2第1項）。なお、新法は、将来負担すべき費用の損害賠償の場合も同様に規定し（同条第2項）、また、同条を不法行為の損害賠償の場合にも準用することとした（新法722条）。

(3) 法定利率の差により生じる損害賠償額の差

新法が施行当初の法定利率を年5%から年3%に引き下げることを定めたため、賠償額の算定に大きな影響を及ぼすことが予想される。例えば、基礎収入年500万円の有職独身女性（27歳）が交通事故で即死した場合についてその逸失利益を生活費控除率30%で算定すると、交通事故損害賠償で現在実務上一般的に用いられる算定式によれば*1

*1：『民事交通事故訴訟 損害賠償算定基準 2018年版』（赤い本）上巻143頁参照（死亡逸失利益＝基礎収入額×（1－生活費控除率）×就労可能年数（67歳まで）に対応するライプニッツ係数）

(法定利率年5%の場合)

$$5,000,000 \times (1 - 0.3) \times 17.1591 = 60,056,850$$

(法定利率年3%の場合)

$$5,000,000 \times (1 - 0.3) \times 23.1148 = 80,901,800$$

となり、利率を年5%とした場合と年3%の場合とでその差は約2100万円にもなる。

4 法定利率を用いる場合の基準時の規律

新法のように法定利率を変動制とした場合、その基準時が問題となる。特に中間利息控除に用いる利率の違いは賠償額に大きな差を生じさせるため、基準時がいつになるか、また、基準時後の利率変動との関係も重要な問題である。

(1) 利息の場合

利息について別段の意思表示がないときは、当該債権についてその利息が生じた最初の時点における法定利率を用いる（新法404条1項）。そして、一旦利率が定まれば、その後法定利率に変動が生じても連動はしないこととされた。

なお、利息について法定利率が適用される場合として、悪意の受益者に対する不当利得返還請求（704条）が考えられるところ、今後、過払利息などについて悪意の基準点が問題となりうる。

(2) 遅延損害金の場合

遅延損害金については、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率が用いられる（新法419条1項）。ここでいう「最初の時点」とは、債務不履行の場合は新法412条各項によるが、新法では、不確定期限がある債務について、期限到来後にその到来を知った時よりも早い時点で履行の請求を受けた時は、履行遅滞となるのは請求受領時である点に注意が必要である（同条2項）。

不法行為の場合、判例実務（最判昭37.9.4（民集16.9.1834））によれば損害賠償請求権は不法行為時

に発生し、同時に遅滞に陥るとされるため、事故発生時の法定利率が適用される。

そして、遅延損害金の場合も、一旦利率が定まれば、その後の利率変動の影響を受けない。

(3) 中間利息控除

新法は、中間利息控除を行う場合に控除すべき利息についてその利率の基準時を、「その損害賠償の請求権が生じた時点」とした（新法417条の2第1項）。不法行為に基づく損害賠償の場合、前掲最判昭和37.9.4からすると、事故時の法定利率を用いることになる*2。

安全配慮義務違反の場合、判例はその損害賠償請求権を期限の定めのない債務とし（最判昭55.12.18（民集34.7.888））、損害発生時に成立するとしている（最判平6.2.22（民集48.2.441））。新法下でも同様に解されるとすると、安全配慮義務違反においては、遅延損害金は請求時（新法412条3項）、中間利息控除では損害発生時の法定利率を用いることとなる。そのため、同一の事故にかかる請求において、中間利息控除と遅延損害金の算定に用いる利率が異なる可能性がある。

今後、特に薬害など不法行為時が確定し難い場合などで、損害賠償請求権の発生時について紛争になることが考えられる。

5 まとめ

このように、新法は、法定利率を変動制としたが、頻繁・急激な変動は予定されていない。また、一旦利率が定まればその後の法定利率の変動と連動しないから、新法施行後の実務では、基準時時点の法定利率に留意しておけば足り、債権管理等に大きな支障は生じないと思われる。ただし、新法施行前後で法定利率が年5%から年3%に変更されることは確定しており、中間利息控除などの場面では、新法が適用されるか否かで大きな影響が生じることとなるので注意が必要である。

*2：後遺障害による逸失利益算定の場合においても、中間利息控除に用いる利率の基準時は不法行為時とされる（部会資料81B・7頁）。

各論
3

債務不履行による損害賠償・契約の解除・危険負担

法制委員会 副委員長 大橋 美香 (62 期)

委員 棚橋 桂介 (66 期)

今回の改正で、債務不履行及び解除について契約の拘束力が根拠とされたことにより、債務不履行は、債務者が債務の本旨に従った履行をしないことにより成立し（債務者の帰責事由不存在による免責が認められる）、契約をした目的が達せられないような不履行が生じた場合には債権者は契約を解除することができる（債務者の帰責性は不要）という整理がされた。

1 債務不履行による損害賠償

(1) 改正のポイント

- ア 債務不履行の成否において債務者の故意過失は問題とされない。
- イ 免責事由の判断基準が明文化された。
- ウ 填補賠償の要件が明文化された。

(2) 解説

ア 債務不履行時の債務者の帰責事由を必要として、これを故意、過失または信義則上これと同視すべき事由と解する伝統的通説に対しては、債務者の行動の自由を前提とした過失責任主義を、債務の負担により行動の自由に制約を受ける契約関係に持ち込むことについて批判があった。裁判実務においても、この場合の過失は債務者の心理的な不注意のような本来の意味での過失として理解されているわけではないとの指摘がなされていた。

そこで、今回の改正では、債務者が債務の本旨に従った履行をしない場合に債務不履行が成立するとされた。もっとも、債務者に結果責任を負わせるものではなく、免責事由が定められている。具体的には、債務者の免責事由が「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者

の責めに帰することができない事由」として明文化された。

以上を踏まえ、契約により債務者がどのような債務を負うかを確定させ、履行がされなければ債務不履行が成立し、その上で、債務者の免責事由の存否を検討することになる。

イ 旧法415条では填補賠償（債務の履行に代わる損害賠償）を請求できる場合が明示されていなかったが、新法415条2項では填補賠償を請求できる場合が明示された。

とりわけ、「債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき」、履行遅滞時に解除しないままでの填補賠償が認められ、実務に相当程度の影響を与えるものと思われる。

2 契約の解除

(1) 改正のポイント

- ア 契約の目的が達せられない不履行が生じたときには解除することができる（債務者の帰責事由は要件ではなくなった）。
- イ 催告解除について軽微な債務不履行が解除原因にならないことが明文化された。
- ウ 債務の履行が不能であるときその他の契約目的達成不能の場合に無催告解除ができることが明文化された。

(2) 解説

ア 旧法543条ただし書が履行不能の場合で債務者に帰責事由がないときに解除はできない旨定めていたことから、債務不履行による解除一般において債務者に帰責事由があることが必要と考えられていた。これに対して、契約の解除は当事者を契約に拘束

することが不当な場合に契約の拘束力から解放する制度として位置づけるべきであり、履行を怠った債務者に対する制裁と位置づけて債務者の帰責事由を要求することは適切でないとの有力な見解があった。また、裁判実務においては帰責事由が解除の成否の判断において重要な機能を果たしているとはいえないとの指摘もあった。

これらを受け、今回の改正では、契約の解除に債務者の帰責性は不要とされた。

イ 催告解除について、旧法541条の表現を維持した上でただし書を新設し、「(相当期間経過時の)債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」に解除は認められないとされた。

これは、数量的にわずかな不履行や付随的義務違反など軽微な債務の不履行が解除原因とはならないとする判例法理（例として大判昭14.12.13（判決全集7輯4号10頁））を明文化するとともに、債務不履行の軽微性の主張・立証責任を債務者が負うことを明示した。軽微性の判断は、契約書の文言のみならず当該契約に関する一切の事情をもとに、当該契約についての取引上の社会通念も考慮して、総合的になされ、従来の実務に大きな影響はないものと思われる。

ウ 新法542条では無催告で直ちに契約の解除ができる場面が明文化された。全部解除については一般的要件が新法542条1項5号で定められ、その具体的場面として1～4号が規定されている。目新しいのは、債務者が債務の履行を拒絶する明確な意思表示である（2号、3号）。債務の履行の見込みのない状況を、履行不能と同様に扱うことが合理的であるという考え方に基づく。履行拒絶の意思表示は、履行期の前後を問わないが、終局的・確定的なものであることを要し、単に履行期前の交渉で履行を拒絶する趣旨の言葉を発しただけでは足りないだろう。

なお、1項5号は対象範囲が明らかではなく、今後の判例や議論の動向に十分に注意する必要がある。

3 危険負担

(1) 改正のポイント

ア 旧法534条及び535条が削除された。

イ 旧法536条の定める危険負担は、債権者の反対給付債務を消滅させるものから、債権者に反対給付の履行拒絶権を認めるものへと変更された。

(2) 解説

ア 旧法下では、旧法534条（危険負担の債権者主義）を形式的にあてはめた場合の帰結が不当であるとの批判のほか、旧法535条についても規定の合理性や存在意義に疑問が示されていた。これを受け、今回の改正では旧法534条及び535条はいずれも削除されることとなった。

もともと、実務では、これまでも契約当事者間の合意により修正されることが多かったため、実務に与える影響は限定的と思われる。

イ 従前の議論では、危険負担の規定自体を削除する案もあったが、危険負担の制度は存置されることになった。ただ、契約の解除に債務者の帰責性が不要とされたことで、帰責性の有無により概念上区別していた解除と危険負担の位置づけ（危険負担による債権者の反対給付債務の当然消滅と、契約解除による反対給付債務の消滅の併存）についての検討がなされた。

新法では、反対給付債務の消滅ではなく債権者の履行拒絶権とされたことにより、債権者は、解除権不可分により解除できない場合（民法544条）、大災害時に解除の意思表示が到達不能の場合でも、債務の履行を拒否できることとなった。

債務者が反対給付の履行を求める訴訟を提起した場合、債権者は、①債務者の債務が履行不能であることの主張立証、②反対債務の履行を拒絶するとの主張（権利主張）を行い、請求棄却を求めることとなる（債権者が同時履行の抗弁権を主張するときは、引換給付判決となる）。

各論
4

詐害行為取消権

法制委員会 副委員長 岩田真由美 (55期)

委員 荒木 理江 (50期)

1 今回の改正のポイント

旧法では詐害行為取消権について判例法理を中心に多くの解釈論が展開されてきたが、新法はこれら判例法理・解釈論の明文化または変更による整備をした。さらに、平成16年破産法改正により、民法上の詐害行為取消権と破産法上の否認権の行使要件に不整合が生じたため、双方の平仄を合わせた。その結果、条文数が大幅に増加した。

2 受益者に対する基本的要件

(1) 被保全債権について

ア 「前の原因に基づいた行為」から発生した債権

旧法では被保全債権の発生時期につき明確な規定がなく、判例通説は、被保全債権は詐害行為時に存在しなければならないが、遅延損害金や延滞税は詐害行為後に発生しても被保全債権になるとしていた。新法では、詐害行為の「前の原因に基づいて生じた」という要件を追加した（新法424条3項）。これにより、たとえば詐害行為前に成立していた委託保証契約について、詐害行為後に発生した事後債権は被保全債権に該当することになる。

イ 強制執行による実現可能性

強制執行による実現可能性のある被保全債権のみが詐害行為取消権の対象になるという旧法での解釈を明文化した（新法424条4項）。

(2) 「詐害行為」概念の類型化

ア 相当価格処分行為

平成16年破産法改正により、相当価格処分行為は一定の要件を充足する場合を除き原則として否認対象にならないとされた結果、否認対象にならない

行為が詐害行為取消の対象になり得るという不整合が生じた。かかる詐害行為取消権が、債権者平等の原則が適用される否認権より広く認められ得ることについては「逆転現象」であるとの批判があった。そこで、新法424条の2は相当価格処分行為について規定を新設し、原則として詐害行為性を否定し、例外的に詐害行為性が肯定される要件を明確化して破産法との整合を図った。

イ 偏頗行為

平成16年破産法改正では支払不能前の既存債務についての担保供与行為又は債務消滅行為は原則として否認対象にしないとされた結果（破産法162条1項）、否認対象とはならない行為が詐害行為取消権の対象となり得るとの不整合が生じた。そこで、新法424条の3第1項は、偏頗行為につき規定を新設し、「支払不能」の要件を追加して破産法との整合を図るとともに通謀詐害意図を要件として加重した。

ウ 過大な代物弁済等についての特則

債務者が行った代物弁済の目的物の価格が過大であった場合も破産法との整合を図る規定が新設された（新法424条の4）。

3 転得者に対する行使要件の明文化

新法は、転得者は受益者と異なる利益状況にあることから、別途規定をおいた。①受益者に対する詐害行為取消権行使が認められ、②その転得者が受益者から転得した者である場合には、転得の当時債務者の行為が債権者を害することを知っていたとき、③その転得者が他の転得者から転得した者である場合には、その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得当時に債務者がした行為が債権者を害することを知っていたときに、その転得者に対する詐害

行為取消請求が認められるとした（新法424条の5）。

この点、従前の判例*1は受益者が善意でも転得者が悪意の場合、転得者に対する詐害行為取消権の行使を肯定していたが、相対的構成は善意の受益者等の保護に欠けると指摘されてきた。これに対し、破産法は、取引保護の観点から、いったん善意者を經由した場合、否認権行使を認めない（同法170条1項）。そこで、新法は破産法と同様の規律を採用した。

ただし、破産法上批判のあった「二重の悪意」の要件を採用せず、転得者の悪意の対象は自己の前者の悪意ではなく債務者の行為の詐害性とされた。これに伴い、破産法も同様の規律に整備された（整備法41条）。

4 行使方法

(1) 詐害行為の取消請求と逸出財産の回復ないし価額償還

新法424条の6は、詐害行為の取消請求に加え、受益者又は転得者に対する逸出財産の回復または当該財産の返還が困難な場合には価額による償還を行うものとし、従前の解釈を明文化した。

(2) 当事者と債務者への訴訟告知

従前、債務者には詐害行為取消権の行使の効果は及ばないと解されてきた*2。しかしながら、たとえば不動産処分が取り消されたときには債務者への登記名義を回復して強制執行が可能となる一方で、債務者に判決効が及ばないのは整合していないとの批判があった。中間試案では債務者を被告にする案が提案されていたが*3、債務者が行方不明又は訴訟遂行に不熱心な場合には弊害が生じるとの批判があった。

そこで、新法は、債務者を被告にする必要はないものの、後述のとおり債務者にも判決効が及ぶとされたことを踏まえ、詐害行為取消訴訟を提起したとき、債権者は遅滞なく債務者に訴訟告知しなければならないとした（新法424条の7第2項）。

(3) 詐害行為取消しの範囲

詐害行為取消の対象財産が可分の場合、債権者は債権の限度額においてのみ詐害行為取消権を行使できる（新法424条の8）。逸出財産が動産又は金銭の場合、取消債権者は受益者又は転得者に対し、引渡し又は支払いを直接求めることができる（新法424条の9）。これにより、詐害行為取消権の行使を通じた相殺による債権回収が改正後も可能となる。

5 詐害行為取消権の効果

(1) 債務者に対する判決効

詐害行為取消訴訟の確定判決の効力は全ての債権者だけでなく債務者にも及ぶ（新法425条）。

(2) 受益者又は転得者の権利

詐害行為が取り消されると、詐害行為によりいったん消滅した受益者又は転得者の権利が回復するものとしてその保護を図った。たとえば、債務者の財産処分（債務消滅行為を除く）が取り消されたとき、受益者は債務者に対し反対給付の返還請求等ができるようになった（新法425条の2～4）。

6 提訴期間

詐害行為取消権の行使期間を出訴期間に変更して時効中断の概念を否定し、長期を10年に短縮して、長期間、法律関係が不安定になることを解消した（新法426条）。これに伴い、破産法176条の行使期間の長期も10年に短縮された（整備法41条）。

7 経過措置

施行日前に旧法424条1項の債務者が債権者を害することを知って法律行為を行った場合における詐害行為取消権については、なお従前の例による（附則19条）。

*1：最判昭和49.12.12・集民113号523頁

*2：大判明治44.3.24・民録17輯117頁

*3：中間試案 第15の1(3)及び5の(3)

法制委員会 副委員長 木村真理子 (65 期)

委員 吉直 達法 (67 期)

1 個人貸金等根保証の規律を 個人根保証一般に拡張

(1) 極度額の定め

これまでも、貸金等債務について個人が行う根保証契約*1については、個人保証人保護のための特則が置かれていた。新法では、貸金等債務に関するものに限らず、あらゆる債務に関する個人根保証契約について、保証人保護の規律の一部が拡張されることとなった。その一つに極度額の定めがある。たとえば、建物賃貸借における保証契約などにおいても、根保証の場合、保証人が滞納賃料や原状回復債務などを際限なく負担することになりかねず、保証人が予想外に高額を負担を強いられることが懸念される。そのため、いかなる主債務についても、保証に極度額の定めがないと、個人根保証契約は無効となるとされた（新法465条の2）。

(2) 元本確定事由

個人貸金等根保証契約については、一定の事由が生じた場合には元本が確定する（＝その後に発生した債務は根保証の対象にならない）旨が法定されていたところ、新法では、その他の個人根保証契約についても、同様の規律が適用されることになった。ただし、その他の個人根保証契約（賃貸借契約や継続的売買契約等）については、(a)主債務者に①強制執行等又は②破産の事由が生じた場合に、当然には契約関係が終了せず、債権者が新たな主債務の発生を防ぎにくいことから、それらの事由は元本確定事由にはならないとされた（新法465条の4）。

2 事業に係る債務についての 個人保証*2の特則

(1) 公正証書による保証意思の確認

ア 事業のために負担した貸金等債務に係る個人保証については、保証契約の締結に先立って*3、公正証書による保証意思の確認措置を採らない限り、保証契約は無効になる（新法465条の6～9）。その趣旨は、一般的に個人保証が情誼により断りきれずに締結されることが多く、また、個人は保証のリスクを甘く見てしまいがちなので、保証契約が十分な考慮のうえで行われることを確認するためである。また、本規律の対象が、事業に係る貸金等債務のみである理由は、保証人の負担が予想外に重くなりがちな類型だからである。

意思確認の方法としては、保証人候補者が公証

個人貸金等根保証契約	その他の個人根保証契約
極度額：極度額の定めがないと保証無効(465条の2)	新法で新たに規律(465条の2)
元本確定期日：元本確定期日の定めが5年を超えると保証無効。定めがないと3年とみなす(465条の3)	(新法でも規律なし)
元本確定事由：(a)主債務者又は(b)保証人について、①強制執行等、②破産又は③死亡があった場合、元本が確定する(465条の4第1項・2項)	新法で新たに規律(465条の4第1項)。ただし、(a)主債務者についての①強制執行等又は②破産は、元本確定事由にならない

*1：旧法では「貸金等根保証契約」、新法では「個人貸金等根保証契約」と呼ばれる。

*2：以下、根保証も同様である。

*3：「先立って」公正証書が作成される必要があるため、保証意思宣明公正証書に執行認諾文言を付して執行証書にすることはできないことが、衆参両院の附帯決議で確認された。

人に対し、主債務・保証債務の内容や保証債務を履行する意思があること等を詳しく口授して公証人に筆記してもらい、保証人候補者がその内容を確認したうえで署名押印するという方式が、詳細に法定された（新法465条の6第2項）。

イ ただし、いわゆる“経営者保証”の場合には、この確認措置は不要とされた（新法465条の9）。その趣旨は、業務執行の決定に関与できる者は、保証につき情誼による側面が弱く、業務執行の決定に必要な情報を入手する権限も有するから、また、保証が経営の規律付けに寄与する面があるからだといわれている。この“経営者”の具体的範囲は明文で列挙されており、主債務者（法人）の理事・取締役・執行役、主債務者（法人）の議決権の過半数を有する者、主債務者（個人）の共同事業者や事業に現に従事している配偶者が挙げられている。なお、これらのうち、個人事業主の配偶者（「共同事業者」に該当しない者）や名目的取締役は“経営者”に含めるべきではないという議論もあったため、この点は今後も解釈論として残る可能性がある*4。

（2）契約締結時の情報提供義務

主債務者は、事業のために負担する債務（貸金等債務に限らず、売買や賃貸借等も含む）に係る個人保証を委託するときは、保証人候補者に対し、主債務者の財務状況、他の債務の額や履行状況、および主債務に付される担保の有無について正しく情報提供する義務を課されることとなった（新法465条の10）。

①主債務者がこの義務に違反して、情報提供せず又は誤った情報を提供し、②そのために保証人候補者がこれらの事項について誤認をし、③誤認によって保証契約をし、かつ、④債権者が上記①のことを知り得た場合は、保証人は保証契約の取消しができることになった。この仕組みは、保証人保護のために、錯誤や第三者による詐欺の事例を参考に定められたものである。

債権者は、主債務者と異なり、直接的な情報提供義務を負うわけではない。しかし、主債務者が適切な情報提供をしたかどうかの確認を怠っていると、保証契約が取り消されるリスクを負うことになるため、債権者といえども無関係ではられない。そこで、債権者としては、主債務者から保証人候補者への情報提供の場に立ち会い、場合によっては保証人候補者から確認書を取得するなどして、債権者自身がリスク管理をする必要に迫られるであろう。

3 契約締結後の情報提供義務

（1）主債務者の履行状況に関する情報提供義務（委託を受けた保証一般）

保証人（法人含む）が主債務者の委託を受けて保証した場合に、保証人が債権者に対して主債務の履行状況等について問合せをしたときは、債権者は、遅滞なく、これらの情報を提供する義務がある（新法458条の2）。なお、本条の制定経緯・趣旨にかんがみれば、債権者は、本条に従った情報提供をした場合、主債務者に対する守秘義務違反を問われないものと考えられる。

（2）主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務（個人保証一般）

主債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は、その旨を2箇月以内に個人保証人に通知しなければならない。これを怠ると、債権者は個人保証人に対し、通知を現にする以前の遅延損害金を請求できなくなる（新法458条の3）。

4 履行の請求について

新法では、債権者が連帯保証人にのみ履行の請求を行った場合に、主債務者には原則としてその効力が及ばないことになったため（新法458条、441条）、時効管理との関係で注意を要する。

*4：潮見概要144頁は、個人事業主の「事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」とは、実質的な共同事業者のみを指すと解する。

1 債権譲渡

新法では、旧法の規律の明文化がなされたうえ、譲渡制限特約（後記(2)）・異議をとどめない承諾による抗弁の切断（後記(4)）等は旧法の規律が見直された。

(1) 譲渡自由の原則とその例外

債権は、その性質に反しない限り、自由に譲渡することができる（譲渡自由の原則。新法466条1項）。条文上「指名債権」の用語はなくなり「債権」に統一されている。将来債権の譲渡が有効であることも明文化された（新法466条の6第1項・2項）。将来債権の譲渡可能な範囲に係る立法（例えば今後50年間に発生する債権に限定する等）は見送られた。

(2) 譲渡制限特約

新法では、譲渡債権が預貯金債権か、それ以外の債権（以下「一般の債権」という）かにより規律が区別された。従前は「譲渡禁止特約」と呼ばれていたが、条文の字句（譲渡制限の意思表示）を踏まえ、新法では「譲渡制限特約」と一般的に呼ばれる。

ア 一般の債権に関する規律

譲渡制限特約に反する債権譲渡であっても有効である（新法466条2項）。悪意・重過失の譲受人の場合も同様であり（旧法466条2項の削除）、物権的効力は否定された。契約には原則として第三者効はないことや債権の流通性確保の要請のためである。譲渡制限特約違反を理由とする契約解除・損害賠償請求は否定する見解があり*1、その可否は解釈による。

譲渡制限特約付きの債権が二重譲渡された場合

は旧法と新法で結論が異なる*2。Aが譲渡制限特約付きの甲債権を悪意のBに譲渡し、その後善意のCに譲渡した場合、旧法ではBへの譲渡は無効なのでCが優先する。これに対し、新法ではBへの譲渡が有効なので、BとCの優劣は第三者對抗要件具備の先後による。

債務者の利益保護のため、悪意・重過失の譲受人の場合には、債務者は譲受人への履行を拒むことができ、また譲渡人に対する履行を譲受人に対抗できる（新法466条3項）。この場合、債務者が譲受人にも譲渡人にも弁済しない事態が起き得るので、譲受人に解消権限が与えられた（新法466条4項）。

譲受人の悪意・重過失の立証責任は債務者が負い、また、債権者不確知による供託もできないため、債務者による供託制度も設けられた（新法466条の2第1項）。

譲渡制限特約を付しても、その債権に対する差押えは禁止されない（新法466条の4第1項）。当事者の合意により差押禁止債権を作り出すことはできないからである。悪意・重過失の譲受人の債権者が差押えをした場合には、債務者は、差押債権者に対する履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する履行を対抗することができる（同条2項）。譲受人が有する地位を超えた権限を差押債権者に与えない趣旨である。

イ 預貯金債権に関する規律

預貯金債権に譲渡制限特約が付された場合には、悪意・重過失の譲受人に対する債権譲渡は無効であるが（預貯金債権における物権的効力の維持。新法466条の5第1項）、預貯金者の債権者による

*1：筒井健夫外「連載 立案担当者解説 第5回 民法（債権法）改正の概要」NBL1114号48頁。

*2：部会資料74A・6頁に新法の規律に従った説例解説がある。

差押えを妨ぐことができるものではない（同条第2項）。いずれも預貯金債権の特殊性を理由とする。

(3) 対抗要件の具備

対抗要件具備可能な債権譲渡に将来債権譲渡が含まれることが明文で確認された（新法467条1項）。

(4) 対抗要件と抗弁・相殺の優劣

債務者は、債務者対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できる（新法468条1項）。抗弁事由が発生している必要はなく、発生の基礎となる事実があればよい。

対抗要件具備と相殺の優劣は明文化された。債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権を自働債権、譲渡債権を受働債権とする相殺をもって譲受人に対抗できる（新法469条1項）。自働債権と受働債権の弁済期の先後は問わない（無制限説の採用）。

債務者の相殺期待により基準時が修正される場合がある（同条2項）。対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権（1号）と同一契約に基づいて発生した債権（2号）を自働債権とする場合には、その債権が対抗要件具備後に取得したものであっても相殺可能である。2号は、将来債権譲渡がなされた後も債務者が譲渡人との取引を継続しやすくするために設けられている（継続的売買契約の未発生の売掛債権が譲渡され、対抗要件具備後に商品に瑕疵が発見された場合における売掛債権と損害賠償請求権の相殺など*3）。

(5) 異議をとどめない承諾による抗弁の切断の廃止

抗弁の切断という重大な効果を付すほどの帰責性が債務者に認められるか疑問であったため、異議をとどめない承諾による抗弁の切断は廃止された（旧法468条の削除）。今後は権利放棄の債務者の意思表示を要するが、「一切の抗弁を放棄する」との合意が字義通りの効果を生ずるか疑問であるとの見解も示されている*4。

2 債務引受

新法では債務引受の規律が明文化された。

(1) 併存的債務引受

引受人は債務者と共に同一の内容の連帯債務を負い（新法470条1項）、引受時に債務者が有していた抗弁事由での対抗（新法471条1項）、解除・取消しによる履行拒絶（同条2項）ができる。相殺による履行拒絶（新法439条2項）も可能だが、連帯債務の絶対的効力事由は弁済や相殺等に限定された（新法441条）ので注意されたい。なお、債務者・引受人間の合意の場合は債権者の承諾を要する（新法470条3項）。この場合、債務者への抗弁をもって債権者に対抗できる（第三者のためにする契約。新法539条）。

(2) 免責的債務引受

債務が同一性を維持したまま引受人に移転し、元の債務者が債権関係から離脱する（新法472条）。債権者・引受人間の合意の場合、債務者への通知を要する（同条2項）。新法は、債務免除が債権者の意思表示によること等を理由として、判例*5と異なり、債務者の意思に反しても有効とした。一方、債務者・引受人間の合意の場合には債権者の承諾を要する（同条3項）。引受人は債務者の有する抗弁事由での対抗（新法472条の2第1項）、取消し等による履行拒絶（同条第2項）は可能だが、求償権はない（新法472条の3）。

債権者は担保権を引受人の負う債務の担保のため移すことができるが、引受人以外の者が設定した場合には、担保設定者の同意を要する（新法472条の4第1項、2項）。

3 経過措置

施行日前になされた債権譲渡・債務引受は、旧法が適用される（附則22条、23条）。

*3：部会資料74A・15頁。

*4：中田ほか230頁。

*5：大判大10.5.9（民録27輯899頁）。

法制委員会 副委員長 児島 幸良 (49 期)

委員 稲村 晃伸 (60 期)

1 定型約款とはなにか

新法では、いわゆる「約款」の全てではなく、一定の要件を満たした「定型約款」のみを対象として、約款に関する規律が明文化された。具体的には、①ある特定の者（定型約款準備者）が不特定多数の者を相手方として行う取引であり、かつ、②その全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義し、③この定型取引において「契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」を「定型約款」と規定している（新法548条の2第1項）。

①の要件により、相手方の個性に着目して行う取引が除外され、②の要件により、相手方との交渉が予定されている「ひな型」や、交渉力の格差の結果、画一的な取引が行われているものは定型約款から除外される。②中の取引の「一部が画一的」といえるには、取引の相当部分又は重要部分が画一的であることを要する（衆院議事録15号19頁 民事局長答弁）。

③中の「契約の内容とすることを目的とする」とは、当該定型約款を吟味せずそのまま契約に組み入れることを目的とするという意味であり、当事者が契約内容を十分に吟味できる場合は除かれる。

定型約款の具体例としては、民事局長答弁で、鉄道の運送取引における運送約款、電気供給契約における電気供給約款、保険取引における保険約款、インターネットサイトの利用取引における利用規約（衆院議事録13号17頁 民事局長答弁）があげられている。他には、宅配便契約における契約約款、普通預金規定、インターネットを通じた物品売買における購入約款、市販のコンピュータソフトウェアのライセンス契約などが指摘されている（筒井ほか要点(5) 金融法

務事情2080号56頁）。

他方、労働契約、フランチャイズ契約、銀行取引約定書、個人商店と卸売業者等との商品の継続的供給契約、ひな形を利用した賃貸借契約書については、定型約款には通常該当しないものとされている（衆院議事録15号11頁・19頁・22頁、同16号18頁 民事局長答弁参照）。

2 定型約款を契約内容とするための要件（組入要件）

定型約款に規定された個別の条項について合意したものとみなされ（みなし合意）、契約の拘束力が認められるためには、定型取引を行うことの合意（定型取引合意）があることに加え、次のいずれかの場合に該当することが必要である（新法548条の2第1項）。

①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき
（1号）

②定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき
（2号）

②にいう「相手方に表示していたとき」とは、ウェブサイトや店頭にその旨が公表されているだけでは足りず、実際に取引の相手方に対して、個別に定型約款を契約の内容とする旨が示されていることが必要である。インターネットでの非対面取引であれば、契約締結までの間に、画面上で認識することが可能な状態に置くことを要する。

但し、「表示」がなくとも「公表」で足りるとして要件を緩和することが特別法で認められたものもある（鉄道営業法18条ノ2、航空法134条の3など）。

3 不当な条項の排除

新法では、当事者が定型約款の内容を詳細に検討しないまま契約が成立することで、契約の相手方が不測の不利益を被ることがないように、①相手方の権利を制限し又は相手方の義務を加重する条項であって、②当該定型取引の態様及びその実情並びに取引通念に照らして信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められる条項については「合意しなかったものとみなす」としている（新法548条の2第2項）。

本項は、契約当事者間の格差の是正を趣旨とする消費者契約法10条とは趣旨が異なり、事業者間の契約も対象となるという点で適用範囲も異なるとされる（参院議事録12号26頁民事局長答弁）。

4 定型約款の内容の表示

当事者が定型約款の内容を知る機会を保障する趣旨から、定型約款準備者は、相手方に定型約款を記載した書面を交付し又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときを除き、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があったときには、遅滞なく定型約款の内容を示さなくてはならない（新法548条の3第1項）。定型約款準備者が定型取引合意前にこれを拒んだときには、正当な事由がある場合を除き、定型約款の条項が契約の内容とならなくなる（新法548条の3第2項）。定型約款準備者が定型取引合意前に表示を怠った場合や定型取引合意後に表示を拒否したり怠った場合については明文規定がなく、定型約款準備者が債務不履行に基づく損害賠償義務を負うことがある。

5 条項変更の手続

定型約款の変更は、①変更内容が相手方の一般の利益に適合するとき（新法548条の4第1項1号）又は、②契約目的に反せず、かつ変更が合理的であるときには、相手方の個別の同意なしに可能である（新法548条の4第1項2号）。但し、当事者間に定型約款を変更しない旨の合意がある場合には、この規定

は適用されない（衆院議事録15号20頁民事局長答弁）。

②の変更の合理性判断にあたっては、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情が考慮されることになる。「その他の変更に係る事情」としては、相手方に与える不利益の内容・程度、激変緩和措置や解除権の定めなどの不利益軽減措置の有無・内容といったことが考えられる。ただし、解除に伴い過大な違約金支払義務が課されるなど解除権が実質的に確保されていない場合は、変更の合理性を肯定する方向での事情とはならない（衆院議事録11号15頁民事局長答弁）。

変更に際しては、ア 変更の効力が生ずる時期を定めること、また、イ 変更する旨、変更後の内容及び変更の効力発生時期をインターネット等適切な方法によって周知することを要する（新法548条の4第2項）。特に、上記②の場合には、効力発生時期が到来するまでに前記の事項を周知しなければ、定型約款の変更は効力を生じない（新法548条の4第3項）。

6 経過措置

「定型約款」に関する規定は、新法施行前に締結された「定型約款」についても適用される（附則33条1項）ことには注意が必要である。

ただし、契約又は法律の規定により解除権や解約権、その他の契約を終了（契約からの離脱）を生じさせる権限（筒井健夫＝村松秀樹 編『問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務）391頁）を現に行使することができる者を除き、平成30年4月1日から施行日の前日までに、契約の一方当事者が書面（電磁的方法も含む）により反対の意思表示をすれば、新法は適用されない（附則33条2項、3項）。

もっとも、反対の意思表示をした者が、法律関係が不安定なままとり却って不利益を被ることも考えられることから、法務省は「十分に慎重な検討を行う」よう注意喚起している（<http://www.moj.go.jp/content/001242840.pdf>）。

法制委員会 副委員長 岩田 修一 (57 期)

委員 横山 宗祐 (57 期)

1 売 買

(1) 売主の契約内容不適合責任

売買目的物に「隠れた瑕疵」があるとき、買主は売主に対し、損害賠償義務を請求したり、(目的不達成の場合には) 契約の解除をすることができる。旧法上、瑕疵担保責任の責任追及範囲・方法と関連し、その法的性質について法定責任説と契約責任説(債務不履行責任説)の対立が存在していた。かかる対立を解消すべく、新法では、売主は「目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合」した物を引き渡す義務を負うことを前提とし、引き渡した目的物が契約目的に適合していないときには、売主は買主に対し債務不履行責任を負うこととして契約責任説に立つことを明確にした。そのため、新法では、売主が引き渡した目的物が契約目的に適合していないときには、買主は売主に対し履行の追完請求(新法562条)、代金減額請求(新法563条)が可能となった。

なお、旧法の「隠れた瑕疵」の概念は、「目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」場合という概念に置き換えられている。そのため、買主の無過失要件は不要となり、目的物が契約内容に適合しているかどうかは、当事者の合意や契約の趣旨などから判断されることとなる。

(2) 追完請求権

新法562条は、引き渡された目的物が種類・品質・数量に関して契約の内容に適合していない場合には、買主は売主に対し、①その修補を請求し、または②代替物若しくは③不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる旨、規定している。

追完方法は、原則として買主が選択できる。例外的に「買主に不相当な負担を課すものではない」ときには、売主は買主が選択した以外の他の方法での履行の追完を選択することができる(同条1項)。

契約内容不適合につき、買主の責めに帰すべき事由による場合には、買主は追完請求・代金減額請求を行うことはできない(同条2項)。

(3) 代金減額請求権

新法563条は、引き渡された目的物が契約内容不適合である場合、買主は相当の期間を定めて催告を行い、当該期間内に履行の追完がない場合には、買主は不適合の程度に応じて代金減額請求権を行使することができる(同条1項)。

①履行不能の場合、②追完拒絶の場合、③定期行為において、売主が履行の追完をしないでその時期を徒過した場合、④その他催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかな場合には、例外的に、無催告にて代金減額請求権を行使することができる(同条2項)。

(4) 買主の権利の期間制限

新法566条は、買主は売主に対し、物の種類又は品質に関する契約内容不適合がある場合の権利行使に関し、不適合を知った時から1年以内に通知をする必要があると規定している。この「通知」は、不適合の事実の通知のみで足りるとされている。そのため、旧法下において、「売主に対し具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の根拠を示す」必要があると解されていた(最判平4.10.20(民集46.7.1129))のと比較し、買主の負担が軽減される結果になるといえる。

(5) 危険負担

既に説明したとおり、旧法534条に規定されていた特定物売買等における債権者負担の制度は削除され、契約各論の売買の規定の中に、危険の移転についての規定がおかれた（新法567条）。

新法567条は、当事者双方の責めに帰すことができない事由により履行不能となったときには債権者は反対給付債務の履行を拒絶できる（同条1項）が、債権者の責めに帰すべき事由により履行不能となったときには債権者は反対給付債務の履行を拒絶できない（同条2項）。

(6) 買戻し

旧法下では買戻特約による買戻権を行使する際に返還する金額の範囲が強行規定と解釈されていたことから、買戻制度よりも再売買の予約の方が利用されることが多かったという実務上の実態がある。

そこで、買戻制度を利用しやすくするため、買戻権行使の際に提供すべき金額を、当事者間で任意で定めることができるようになった（新法579条）。

2 請負

(1) 工事完成前の報酬請求権

請負は、仕事の結果に対して報酬が支払われる契約であるため、請負人が報酬を請求するには仕事を完成させることが必要であり、請負人が途中まで仕事をしたとしても、仕事を完成させていなければ、報酬は請求できないのが原則である（旧法632条）。しかし、常に請負人が全く報酬を請求できないというのは不合理であり、仕事の進捗状況や仕事が完成しなかった事情によっては、一定の報酬請求を認めるべきともいえる。

そこで、新法634条は、注文者の責めに帰すことができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき等の場合において、既履行部分が可分であり、かつ可分な部分の給付によって注文者が利益を受ける場合には、既履行部分について報酬請求権が発生する旨、明文化された。

(2) 注文主の請求権

新法では、請負人の担保責任に関する原則規定（旧法634条、635条）が削除されたが、これにより請負人の担保責任がなくなったわけではなく、仕事目的物が契約内容に適合しない場合には売買契約の契約内容不適合責任に関する規定（新法562条～564条）が準用されることとなった（559条）。結果、注文者は請負人に対し、売買と同様、履行の追完請求、報酬減額請求、契約の解除、及び損害賠償請求を行うことが可能となる。

なお、注文者の権利についての期間制限につき、旧法では「引き渡した時から1年以内」との定めであったが、新法では「注文者がその不適合の事実を知った時から1年以内」と変更された（新法637条1項）。また、請負人が引渡し・仕事終了時にその不適合につき悪意・重過失のときは、この期間制限は適用されない（同条2項）。

各論
9

消費貸借・賃貸借

法制委員会 委員 後藤 隆士 (64 期)

委員 中本 純志 (66 期)

1 消費貸借

新法は、「書面でする」(諾成的)消費貸借の導入等、その成立に関する規律を見直し、貸主の損害賠償請求権等、借主・貸主の権利義務を明確化する規定を新設した。

(1) 「書面でする消費貸借」の新設

ア 概要

旧法では、消費貸借は要物契約とされていたが(旧法587条)、解釈上、目的物の引渡しを待たず、当事者の合意のみ(書面の有無を問わない)によって直ちに成立する諾成的消費貸借も認められていた*1。

新法は、旧法587条を存置しつつ、新たに587条の2を追加し、合意により成立する「書面でする消費貸借」の規定を新設した。なお、電子メール等の電磁的記録も「書面」とみなされる(同条4項)。

この「書面」が要求された理由は、①軽率な契約の防止、②要物契約たる消費貸借との区別にある。

イ 「書面」によらない諾成的消費貸借の可否

新法587条の2により、諾成的消費貸借が要式契約化されたとして、新法下では「書面」によらない諾成的消費貸借の効力は認められないとの指摘が有力である。

(2) 消費貸借の予約に関する規定の削除

新法587条の2の追加に伴い、規定の必要性が低くなったとして、消費貸借の予約に関する旧法589条は削除されたが、消費貸借の予約は、契約自由の原則*2から依然可能であり、諾成的消費貸借の規律が

類推適用されると指摘される。

(3) 貸主の損害賠償請求権

新法は、目的物受取前の解除(新法587条の2第2項前段)と目的物の期限前返還(新法591条1項)の場合に、貸主の損害賠償請求権を認めた(新法587条の2第2項後段、新法591条3項)。

いずれも、損害の発生及び額(因果関係を含む)を貸主が証明したときに限り、借主がその損害を賠償するとの規律であり、損害の内容は、個々の事案での解釈及び事実認定に委ねられる。

この規律は、約定期限までの利息相当額を当然に損害と認めるものではなく、貸主の損害は、原則として、履行利益ではなく、資金調達コスト等の積極損害を基準とすべきだと指摘される(部会資料70A・51頁、第81回部会議事録2頁以下参照)。とりわけ、金融業者の場合、調達資金を他へ転用する可能性が高いことから、基本的に損害は発生し難く、その適用場面は限定的と考えられる*3。

2 賃貸借

新法では、不動産賃貸借を中心に、主に判例・従来の一般的な理解に基づく規律の明確化が図られた。

なお、賃貸借における(連帯)保証人に関しては、(個人)根保証に関する新法の規律にも留意したい。詳細は「各論5 保証」を参照されたい。

(1) 賃貸借の存続期間の上限の伸長

20年から50年に伸長された(新法604条1項)。実

*1：最判昭48.3.16(金法683.25)

*2：新法521条で、契約の締結及び内容の自由が明記された。

*3：参院附帯決議第8項

務上の要請を踏まえた見直しであり、プラント等の賃貸借、ゴルフ場等の設置を目的とする賃貸借等での利用が考えられる。

(2) 目的物一部滅失時のルールの見直し

ア 新法では、賃借人の帰責事由によらない目的物の一部滅失の場合、賃借人の賃料減額請求（旧法611条1項）をまたず、当然に賃料が減額される（新法611条1項）。

イ また、一部滅失により使用収益が不能となり、残存部分では、賃借人が賃借目的を達成できない場合、賃借人の帰責事由の有無にかかわらず、賃借人は契約を解除できるようになった（同条2項）。

賃借人に帰責事由がある場合、賃貸人の損害は、債務不履行の一般原則により損害賠償請求により回復することになる。

(3) 賃貸人たる地位の移転及びその留保

新法は、契約上の地位の譲渡に関する新法539条の2の特則として、賃貸不動産の譲渡と賃貸人の地位の移転に関する規定を整備し（新法605条の2、新法605条の3）、対抗要件を備えた不動産賃貸借につき、賃貸人たる地位を譲渡人に留保できる場合を明記した（新法605条の2第2項前段）。

これにより、賃借人の個別の承諾を得ずに、一種の転貸借関係が作り上げられる（転貸借に関する新法613条の適用関係は解釈に委ねられる）。その後、譲渡人・譲受人（又はその承継人。以下同じ）間の賃貸借が終了すると、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は譲受人に移転する（新法605条の2第2項後段）。従前の内容で賃借人の地位を保持できるようにして、従来の賃借人を保護する趣旨である。

(4) 不動産賃借人による妨害の停止の請求等

対抗要件を備えた不動産賃借人の賃借権に基づく妨害排除請求権・返還請求権が明文化された（新法605条の4）。対抗要件を備えていない不動産賃貸借の場

合の処理は、本規定にかかわらず、解釈に委ねられる。

(5) 原状回復義務

新法621条により、賃借人が原状回復義務を負うことが明示され、判例*4に従い、通常損耗や経年変化は原状回復義務の対象となる「損傷」に該当しないこと、また、従来の一般的な理解に従い、賃借人の帰責事由によらない損傷もその対象外であることが明示された。

本規定は任意規定であり、賃借人に通常損耗等の原状回復義務をも負わせることは一定限度で可能と解されるが、消費者である賃借人との賃貸借では、本規定よりも消費者に不利な特約は、消費者契約法10条により無効となる可能性がある。

(6) 敷金

従前、敷金に関する一般的規定はなかったが、敷金の定義*5（新法622条の2第1項柱書）、敷金返還債務の発生時期*6（同項1号、2号）、敷金充当（同条2項）の規律が整備された。従来の規律の明文化であり、実務上の影響は基本的にないと考えられる。ただし、旧所有者の下で延滞賃料等の債務に当然充当した後、残額が譲受人に承継されるとの判例法理*7については、敷金返還債務が譲受人に当然承継されるとの部分のみを明文化した（新法605条の2第4項）。当然充当の部分は、実務への定着がないとの疑義から明文化されず、解釈に委ねられた。これらも任意規定だが、各規定よりも消費者に不利な特約は、消費者契約法10条により無効となる可能性がある。

なお、新法の敷金に関する規律は、「動産」の賃貸借にも及ぶ。

(7) 経過措置

新法は、施行日以後に締結された契約に適用されるが（附則34条1項）、施行日前に締結された契約でも、新法604条2項は施行日以後に更新合意がされるとき（附則34条2項）、新法605条の4は施行日以後に妨害等があったとき（附則34条3項）にも適用される。

*4：最判平17.12.16（集民218.1239）

*5：大判大15.7.12（民集5.616）など

*6：最判昭48.2.2（民集27.180）、最判昭53.12.22（民集32.9.1768）

*7：最判昭44.7.17（民集23.8.1610）

後記

1

民事局長かく語りき

法制委員会 委員 高須 順一 (40 期)

1 国会審議の状況

今回の改正では、衆議院法務委員会で約36時間、参議院法務委員会で約29時間の審議が行われた。そこで、私が参議院法務委員会に参考人として出席した際の経験も踏まえ、本稿では衆参両法務委員会に政府参考人として出席した法務省民事局長（以下「局長」という）の答弁内容を取り上げることとした。なお、各答弁内容の末尾には括弧書きで、衆参法務委員会の区別、委員会開催日及び公表されている会議録の該当頁数を省略形で記載している。

2 個人保証

(1) 保証意思宣明公正証書

事業用貸金債務を主たる債務とする個人の保証及び根保証については、保証意思宣明公正証書の作成を義務付け（新法465条の6）、一方で、その適用が除外される者を規定している（新法465条の9）。これらの点に関する局長答弁の概要はおおよそ以下のとおりである。

この公正証書は保証人になろうとする者が公証人に口授することにより作成される。代理囑託はできない（衆院2016.12.2・9頁）。口授が必要とされる点で遺言公正証書と共通するが、今回の改正による立法趣旨を踏まえれば、保証意思の確認はより厳格に行われるべきものである（衆院2016.12.6・5頁）。また、口授の対象となっている事項を変更するときは、改めて保証意思宣明公正証書を作成する必要がある。主債務者の遅延損害金の利率を高くする場合には作成が必要となるが、主債務の弁済期を変更する場合はその必要はない（衆院2016.12.6・5頁）。

裁判上の和解において保証契約を締結する際にも、事前に保証意思宣明公正証書の作成が必要である（衆院2016.12.6・6頁）。契約書上は併存的債務引受契約などの用語が用いられていても、保証人になろうと

する者の実質的意思が他人の債務を保証するために契約を締結するものであるときは、保証契約と認定され、保証意思宣明公正証書の規律が適用される（衆院2016.12.9・10頁）。

保証意思がないにもかかわらず保証意思宣明公正証書が作成されても、所定の公正証書には該当しない、よって、保証契約についても無効となる（参院2017.5.25・24頁）。

適用除外者であるが、まず配偶者については、あくまで個人事業者の配偶者であることが必要であり、法人の代表取締役の配偶者などは含めない（衆院2016.12.2・2頁）。また、内縁の妻は除外者には入らない（衆院2016.12.9・5頁）。さらに、事業に現に従事している配偶者であることが必要であり、単に書類上、事業に従事しているとされているだけでは足りないし、一時的な従事では足りない（衆院2016.12.2・3頁）。

主たる債務者が法人である場合、いわゆる執行役員については理事等に準ずるものには該当せず、保証意思宣明公正証書が必要である（参院2017.4.25・2頁）。一方で、名目上の取締役のような者でも、法律上、正式に取締役の地位にある以上は、除外者に当たり、保証意思宣明公正証書作成は不要である（参院2017.4.25・17頁）。

(2) 根保証

新法では極度額の定めが個人根保証契約一般に拡張され、極度額の定めのない個人根保証契約は全て効力を生じないとされる（新法465条の2）。この点については以下のような局長答弁がある。

身元保証契約の中には保証契約の性質を有するものと、それ以外の損害担保契約の性質を有するものがある。前者については新法の適用があり、極度額の定めがなければ効力を生じない（参院2017.4.25・24頁）。保証契約は書面によることが必要であるため、極度額の定めも当然、書面に記載しなければならない（参院2017.5.25・2頁）。

(3) 情報提供義務

新法は保証契約についてタイプの異なる3種の情報提供義務を新設しており、以下の局長答弁が参考となる。

新法465条の10第2項が規定する契約締結時の情報提供義務違反の場合の取消権行使について、要件となる債権者の悪意、有過失の立証責任は取消権を行使する保証人にある（衆院2016.11.25・7頁）。新法458条の3は、主たる債務者が期限の利益を喪失した場合に債権者に保証人への通知義務を課しているが、一般原則に従い到達しなければ通知したとはいえない。保証人の所在不明のような場合には公示による意思表示の手続が可能である（衆院2016.12.13・2頁）。

3 消滅時効

(1) 起算点と時効期間

時効期間の短期化が図られた一方で、人の生命・身体侵害に対する損害賠償責任については不法行為責任との統一が実現している。これらの点に関連した局長答弁は以下のようなものがある。

PTSDが発症した場合には身体を害する不法行為に当たる（衆院2016.12.2・22頁）。債務不履行の場合でも説明義務違反、安全配慮義務違反のケースでは、義務違反があり債務不履行が生じていると一般人が判断するに足る事実を知っていたことが必要である（衆院2016.12.6・7頁）。新法724条は不法行為責任に関する長期20年も除斥期間ではなく時効であることを明定している。したがって、時効の援用について権利濫用などの主張が訴訟でなされた場合には、審理をせずに請求を棄却することはできなくなる（参院2017.4.25・14頁）。

(2) 完成猶予と更新

新法は、新たな時効障害事由として、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の規定を設けた（新法151条）。この点について以下のような局長答弁がある。

医療ADRの事案などで、申立書及び相手方提出書面の記載内容によっては協議による時効の完成猶予の要件を満たす場合がある。ただ、争いにならないように協議を行う合意は明確に書面化しておくことが望ましい（参院2017.5.9・21頁）。この場合の書面に特

段の制限はなく、当事者の署名、記名押印が要求されるわけでもない。当事者双方の意思が1通の書面に表されているという必要もない（参院2017.5.9・22頁）。契約書に予め記載された誠実協議条項や裁判管轄条項をもって協議を行う旨の合意があったとは通常、認められない（参院2017.5.9・23頁）。

4 定型約款

新法548条の2以下の規律について、局長は、以下のような答弁を行っている。

みなし合意の規律を適用するには、その前提として一定の要件、定義があるので、その定義に当たらないとしてみなしの効力自体を争うことも可能である。さらに不当条項による争い方も当然考えられる（衆院2016.12.13・14頁）。賃貸用建物の賃貸借契約については定型約款には該当しないのが通常であるが、個別の事情により例外的に該当することがあり得る（衆院2016.12.13・18頁）。定型約款の規定は消費者契約に限定していないので、企業がワープロソフトを購入する契約を締結するような事業者間取引にも適用があり得る（参院2017.5.16・26頁）。新法548条の2第2項のみなし合意除外規定と消費者契約法10条の両方の要件に該当する場合には、これらを選択的に主張することは可能であるし、裁判所もいずれかを先行して判断しなければならないものでもない（参院2017.5.23・34頁）。

みなし合意の要件となる「表示していたとき」は、定型約款を契約の内容とする旨の黙示的な合意があったと言えるような場合を意味する（衆院2016.12.6・18頁）。

定型約款の変更の効力が生じないにもかかわらず変更前の債務を履行しないという場合には債務不履行責任が生じ得る（衆院2016.12.9・20頁）。

5 債権譲渡

譲渡制限特約の規律に関する質疑が数多くなされ、以下のような局長答弁がなされている。

譲渡制限特約に違反した債権譲渡がなされた場合も、債務者に特段の不利益はなく、これを理由に取引関係の打ち切りや契約解除などを行うのは極めて合理性に乏しい行動であり、権利濫用などに当たり得る

(衆院2016.12.2・4頁)。譲渡制限特約の存在についての譲受人の悪意、重過失の立証責任は債務者側が負担する。立証のリスクを避けるために新法466条の2で供託が可能となっている(参院2017.5.16・6頁)。

6 売主の契約不適合責任・履行障害法

この問題についても局長との間で多くの質疑がなされ、以下のような答弁がある。

目的物の状態を一切問わずに、全く現状で引き渡すという契約内容であれば、売主は現状で引き渡しても契約の内容に適合しないとは言えない(衆院2016.12.9・29頁)。継続的契約の双方の信頼関係その他、事情によっては債権者の解除が解釈上制約されることがあり得る。この従来の判例の考え方は改正によって変わらないと考えている(衆院2016.12.13・5頁)。

7 消費貸借・賃貸借

書面による消費貸借契約に関して借主の契約解除権が規定されるが(新法587条の2第2項)、その場合の損害賠償義務に関して、局長から損害は貸主が金銭などを調達するために負担した費用相当額などにとどまるものであり、弁済期までの利息相当額ではないとの答弁がなされている(衆院2016.12.6・3頁)。

また、賃貸借契約については、原状回復義務や敷

金の規律が明文化された。この点に関して以下のような局長答弁がある。

新法621条が定める原状回復義務の例外となる通常損耗の例として、家具の設置によって床のカーペットが若干へこんだというケース、同様に経年変化の例として、日照等による床や壁紙の変色などがある。一方、いずれにも該当しないものとしては、たばこのやにやベットのよってつけられた傷などがある。ただし、この規定は任意規定であり、これと異なる特約を定めることは可能であるが、判例は通常損耗についての原状回復義務を賃借人に負わせるためには、その範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているなどの事情が必要としており、この判例は改正法の下でも維持される(参院2017.5.16・24頁)。なお、賃貸人の修繕義務に関する新法606条1項の規定も任意規定であり、異なる特約を締結することは可能である(衆院2016.12.13・16頁)。

8 小括

新法の施行は2020年4月1日である。改正の規律について判例法理が形成されるまでには10年単位の期間を必要とするものと思われる。その間、新法をいかに解釈し、いかに適用するか、私たちの創造力ある努力が試されることになる。今回の民事局長の答弁がその一助になれば幸いである。

後記

2

衆議院法務委員会参考人質疑 顛末

法制委員会 副委員長 岩田 修一 (57期)

嵐のような時間は、突然やってきた。

一昨年の2016(平成28)年12月6日の午前中、日弁連で債権法改正に取り組まれている、ある弁護士から1本の電話が入った。

「明日の午前中時間ありますか?」「端的にいうけど、国会の参考人質疑に出てほしいんやけど。」→「えへー!? サンコウニンシツギ?」「#☆▽〒※月也り!」

そんな感じでその他どんな話をしたか、あまり記憶

がないが、その弁護士からは、日弁連消費者問題対策委員会関係での打診なので、消費者被害に当たる弁護士の立場から特に話して欲しいというお話だった。こんな気軽な電話で、翌日の衆議院法務委員会の参考人質疑に出席することが決まった。

その後、衆議院の事務局の方から翌日のスケジュールや準備するもの等の連絡が入り、それに合わせて、先に参考人質疑に出席された先生からどんな意見を述

べたか原稿を送っていただいたりして、その後、少し落ち着いてから、自分で何を話すか、考え始めた。

この日は、研修やら会議やら忘年会やらの予定が入っていたので、どれも出席したが、半分上の空で、翌日のことを考えていた。

当日の段取りとしては、

午前8時40分までに衆議院の受付（実際行ってみると裏口）に出頭

午前9時開始

3人の参考人が出席し、1人20分ずつ意見を陳述する。

3人の参考人の意見陳述が終わったら、残りの時間（約2時間）、法務委員からの質疑に答弁する。

ということになるとのこと。

自分の意見を述べるのは、事前に原稿を作成すればよいので、それほど問題はなさそう。問題は質疑応答。何を聞かれるか、全く分からない。自分が話した内容に関してであればよいが、それ以外のことを聞かれるとどうなるか…。そう考え悶々とする時間が続いた。

忘年会でお酒を飲んでも全然酔わず、1次会で失礼して事務所で準備を再開した。

結局、何を聞かれてもそれなり答えられるようにするためには、少なくとも自分が意見を述べる予定の分野は万遍なく勉強しておくこと、それに尽きる。

文献を調べながら、意見陳述の原稿の推敲を重ねるうち、朝6時ころになってきた。

意見陳述に際して配付する資料を70部コピーするように言われていたので、その作業をし、いったん帰宅し再度出かける準備をした。

その間、妻（一緒に事務所をやっている同期の弁護士）は、靴を磨いてくれる等の身支度の準備をしてくれていた。また、私の実家やら顧問先等にも宣伝？したり、事務所のFacebookページに投稿したりしていた。テレビでは中継がなかったが、衆議院HPでのインターネット中継があるとのこと、その案内をしていたようだ。

当日、なるべく気持ちの余裕をもたせようと、少し早めに指定場所に到着した。そもそも、国会自体、見

学含めて入ったことがなかった自分が、まさかね、という不思議な感覚。

委員会室まで案内されると、壁には歴代委員長の肖像画があり、学校の音楽室というよりも、何ともものものしい雰囲気。

ただ、テレビで見ているよりも意外と部屋が狭く感じ、あまり緊張感をもたなかった。少しフラフラ見学して回ったり、委員長とご挨拶したりして、開始を待つ。

一緒に参考人として出席されたのが東京大学大学院・法学部教授の中田裕康先生、消費者事件での大家である仙台の弁護士の新里宏二先生であり、自分としては場違い感が否めなかったが、長年改正問題に携わってきたということはあるので、やれることをやろうという開き直りの気持ちでいると、たいして緊張もせず、あっという間の3時間が終わった。

審議の詳細についてご興味ある方は、衆議院HPをご覧ください*1。

意見内容を簡単にまとめると、保証人保護に繋がる保証規定の改正、消費者保護に繋がる定型約款の規定の新設は、十分とまではいえないが、一步でも良い方向へ前進することが必要で、その上で法改正には積極的に評価している、ということ述べた。

質疑応答では、例えば保証意思宣明公正証書の作成不要とされている「配偶者」の規定に関する見解から、そもそも法制審議会の審議のあり方についての意見まで幅広く質問された。

午後0時ころに終了し、控え室で委員長や理事の議員の先生方と昼食（うな重）をいただきながら雑談し、無事退出した。

ほっとしてスマホのメールを確認すると、妻から「ネクタイが曲がってる！」という午前10時ころのメール。どうやら、参考人質疑の間、ネクタイが曲がったまま話をしていたようで、連絡を受けていた顧問先の社長さんから連絡があったそうだ。せっかく映像では見えない靴を磨いてもらっていたのに…。

明治時代の審議であれば、残るのは会議録だけだから良かったであろうが、現代では映像も未来永劫保存されると思われる。何とか省のように、データが定期的に抹消されればいいのと思った次第である。

*1：第192回国会衆議院法務委員会議事録第14号

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000419220161207014.htm#p_honbun

第32回 東京弁護士会人権賞 受賞

出元 明美さん

人権賞受賞者で「陣痛促進剤による被害を考える会」の代表として活動されている出元明美さんにお話を伺いました。看護師の資格をお持ちで、自らも陣痛促進剤による被害に遭われた出元さんから、会を立ち上げられた経緯、陣痛促進剤の不適切投与の危険性、厚生労働省との交渉、安全なお産のための提言などについてお聞きました。（聞き手・構成：西川 達也）



プロフィール◆でもと・あけみ 1984年4月28日、第3子の計画分娩（陣痛誘発）で陣痛促進剤の不適切投与により子宮破裂となり、長女が脳性麻痺の重い障害を負い1歳8ヶ月で死亡した。分娩直後から陣痛促進剤に対する疑問を持ったが、当時、陣痛促進剤についての情報は殆どなかったが、自らの体験を新聞投稿により公表し、それらがマスメディアで取り上げられたりすることにより、陣痛促進剤による被害が多数発生していることを明らかにした。1988年2月、陣痛促進剤の不適切な使用による悲惨な事故をなくし、安全なお産を実現させることをめざし「陣痛促進剤による被害を考える会」を発足させた。同会の代表として、産科医療事故の被害者・被害者家族らから相談を受け、専門医による医学的分析の支援、訴訟面での支援などの被害救済の活動等を行っている。

——看護師をされていたということですが、看護師を志されたのはどのようなきっかけだったのでしょうか。

高校を卒業した後にどういう進路に進むかとなったときに、母親から、手に職をとったのか分からないんですけど、看護師という道もあるよという話があって、国立の療養所附属の看護学校に進むことになりました。だから、絶対看護師になりたいからなったということではなかったのですけれども、看護師の道に行ったことは自分にも合っていたかなと思います。

——陣痛促進剤による被害を考える会として活動されていますが、そもそも陣痛促進剤というのはどのような薬なのでしょう。

正式には子宮収縮剤と言います。陣痛がない方に陣痛を起こして分娩に持っていくことを陣痛誘発という言い方をします。陣痛を起こすという意味で陣痛誘発剤。陣痛はあるけれども、もっと強い陣痛を起こした方がいいだろうというときに使うのが陣痛促進剤で、これらを総称して陣痛促進剤と言っています。

——それはいわゆる計画出産というときに使われるのですか。
はい。使います。

——本来であれば、自然の出産の時期ではないけれども、陣痛促進剤を使って早めに出産したいということが…。

あるんですよね。医療的な理由があって使われる場合は、もちろんそれは必要なことだと思うんですけど、そうではなくて、ドクターとしても、計画的に平日の昼間に産ませる方が、土日とか深夜に自分が診なくていいという安易な気持ちで、「うちは平日しか出産しないんですよ」みたいなことを言っているところも実はあったりします。

——陣痛促進剤による被害というのは、医学的にはどのような経過をたどって被害が発生するのでしょうか。

陣痛促進剤が不適切に使われると、まずお母さんの側からすれば、子宮口などがちゃんと開いていない場合には、赤ちゃんの出口がないので、強すぎる陣痛によってお母さんの子宮が破裂してしまうことがあります。その反対に、子宮口がそれなりに開いていたりとか、ずいぶん柔らかくなって、いつ赤ちゃんが出てもいいような場合に激しすぎる陣痛が起こったら、ちょっとオーバーに言うとお母さんが飛び出るんですね。それで、子宮口、子宮頸管に裂傷が入ってしまって、出血多量になるということもあります。赤ちゃんの方からいうと、強い収縮がどんどん起これば、苦しくなってきたり仮死状態になってくるんです。その仮死状態がひどくなればなるほど、緊急で帝王切開をしても赤ちゃんが重度の仮死で生まれるので、脳性まひになったりもします。

お母さんと赤ちゃんという2つの命が関係してくるんですね。

—— 出元さんご自身も、陣痛促進剤による被害で、娘さんを亡くされています。差し支えなければそのときのお話をしていただければと思います。

私としては3人目のお産でした。予定日が5月1日で、定期的な診察日が4月27日にありまして、翌日までに陣痛が起こらなかつたら、計画的に陣痛促進剤を使って出産しようと言われました。私も詳しいことはそんなには知らなかったのですが、ちゃんとやってくれるとしか思わなかったんですね。

翌日の朝までに陣痛が来なかったから、4月28日に入院となり、陣痛促進剤を使って出産をするということになりました。

—— そのときに陣痛促進剤の量が適切ではなかったということでしょうか。

本当は1分間に2～3滴で点滴するべきところを33滴から開始になりました。時計を見ながら准看護師さんと一緒に見ていたんですけど、医師から30滴の指示があって、33滴になったときに、これぐらいでいいかと言われたので、私もいいかなと思って、33滴で開始された記憶が明確にあります。

—— その結果として、子宮破裂ということになられたんですね。

最初から結構強い陣痛がガーンと来たのですが、最初のころは陣痛が来た後に休憩時間がありました。強い陣痛が来ても、休憩時間がちゃんとあるのは一応正常なんです。

何十分かしたら、自分が感じている陣痛に休憩がなくなりました。分娩時は、分娩監視装置という、おなかにベルトを2本巻いて、1本がお母さんの陣痛波、もう1本が赤ちゃんの胎児心拍を測定できるというものを装着するのですが、それが、記録上、陣痛が山のときだけ痛いんじゃないくて、下の休憩時間のときもずっと痛いと感じるようになって、それが実は最も危険な間断のない陣痛で、このまま行くと子宮が破裂しますよという危険信号だったんです。

私が、ずっと陣痛を訴えていても機械の記録は上がったり下がったりするので、回りの准看護師も医師自体もそれを異常だと判断できませんでした。

—— 事故の後、1年半後に裁判を起こされて、最終的には勝訴されたということですが、一審の判決までも7年かかって、全体が終わるまで10年かかったということですね。

10年4か月かかりました。

—— その間のご苦労というのはどのようなものがあったのでしょうか。

私としては、自分に起こったことを正しく知って闘いたいという気持ちが強かったです。医師からは、どうして子宮が破裂したのかという説明がまったくないまま退院して、入院中も「すみません」という言葉は一切ありませんでしたし、そのときに私に使われた薬の名前が分かったのが事故から半年後くらい後だったのです。

裁判では、やはりカルテの改ざんなどもすごかったです。当時勤務をしていた准看護師の記録にサインがないのに気が付いて、その方にたまたまお会いすることができて、それを見せたら、本当だと。私は1週間に2～3回ぐらい夜勤をしていて、ちゃんと記録もしていたのに、本当でないわというふうなことを言ってくれたりしました。他にも例えばAさんが、24時間連続で勤務をしていることになっていたりとか、絶対にそんなことはなかったのにですね。そこは別に争点でも何でもないというところなのに、改ざんがいっぱいあったりということもありまして、不思議でもありました。

—— 自分にどのような薬が使われたかも分からないところからスタートされて、裁判で戦われたということですね。その間には娘さんも結果的にはお亡くなりになられたんですね。

はい。重症仮死で生まれて脳性まひのため肺炎を繰り返して、提訴したときにはまだ生きていたんですけど、提訴をして2か月目に亡くなりました。1歳8か月でした。

—— 最近も、無痛分娩において母子ともどもお亡くなりになるという悲痛な報道がありました。

実は無痛分娩は、ほぼ陣痛促進剤が使われるんです。産む側が医師からしっかりと説明を受けずに、使われるということも実はあります。最近、実際に事故になった事案で、医師から、「あなたの場合は陣痛促進剤を使わなくていいぐらいだと思います」ということを言われていたので、使われないと思っていましたし医師からも説明は一切聞いていませんでした。結局無痛分娩中に、陣痛促進剤が使われたんですけど、その危

険性などは一切説明されずでした。

患者側としては、あのときちゃんと聞いていれば、無痛分娩を選択しなかったというふうに言っていられちゃうんですよ。

——そもそも情報が与えられなければ判断の材料もないですね。

無痛分娩をするときに、まずはそれをするかしないかという選択肢を得られるように、情報をちゃんと皆さんにお伝えした上で、自分は本当に無痛分娩をしたいのかというふうに決めないといけないうのに、いい点ばかりしか説明されないこともあるんです。

無痛分娩が悪いということではまったくないんですけど、無痛分娩が危険性と隣り合わせなのはどういうことかという、麻酔を使ったときの陣痛の痛みの感じ方ですね。

本当に子宮破裂する前などはもう死にそうな陣痛がガンガン続き、連続的にすごく痛いのが続くんです。でも、無痛分娩は麻酔をしているから、150%の陣痛であっても、80%ぐらいで抑えられてしまうというところがあるから、すごく異常な陣痛であったとしても、とにかくそれなりに我慢できるぐらいの痛みになる。

赤ちゃんの方も痛みを感じているんですよ。子宮の収縮でガンガンと。なので、赤ちゃんの方が影響を受けていても、医療側がちゃんと見てくれていないと、赤ちゃんがどういう状況なのかということも分からないのです。

——「陣痛促進剤による被害を考える会」を立ち上げられた経緯というのを教えていただければと思います。

子どもが亡くなったのは1986年の1月5日だったんですけれども、子どもが亡くなる前後に、朝日新聞に「声」という投稿欄がありまして、そこに2回にわたり私が投稿したものが採用されました。それを読まれた方から、私も被害にあったということで連絡が来ました。

当時、NHKで朝8時半からやっていた「おはようジャーナル」という番組でも、陣痛促進剤による被害の特集で私の事例が紹介されました。それを見た被害に遭った方からも連絡が来まして、被害が全国的に起きているなというのを実感しました。それで、会をつくらうということになったんです。子どもが亡くなった後、1988年の2月28日に会を発足させました。

——同じ経験をされた方が自分以外にもいるというのが分かったけれども、なかなか情報を交換したり、連絡が取れないような状況だったわけですね。

そうですね。これ以上、悲惨な経験をみんなにはしてほしくないなというふうにまず思ったんです。

出産で、もうちょっとで幸せな、元気な赤ちゃんに出会える状況が本当に一変するわけで、こんなに悲しいことは自分だけでも十分だと思ったんですよ。私が死ななかったということがあり、看護師だったということもあったので、私の使命かなと思うようなところがありまして、こういう会をつくらうということになりました。

——運営は、ほとんど出元さんがお一人でやっているということでしょうか。

そうですね。ほぼそんな感じになります。

——厚生労働省とも交渉されているということですが、最初はどのような方法でアプローチをされたのでしょうか。

当時はまだ厚生省でしたが、一番初めに交渉を始めたのは1992年の4月でした。その前に厚生省に直接要望書を出して、現在把握している陣痛促進剤の副作用被害について私たちに報告してくださいという要望書を提出しました。

すると、既に交渉している市民団体があるので、そちらに入って質問したらどうですかと厚生省の方がおっしゃって、「薬害・医療被害をなくすための厚生省交渉実行委員会」に参加して交渉を始めました。今年3回の交渉を行っています。

——これまで主にどのような要望をされてきたのでしょうか。

オキシトシン製剤とプロスタグランジン製剤を混合で使用するのは禁忌にしてくださいとか、オキシトシンの筋肉注射は禁忌にしてくださいとか、オキシトシンの点滴で使用する際の最大使用量を半分以下にしてくださいというような要望しました。あとは、分娩監視装置を常時付けることを要望し、これらは、薬剤の添付文書の改訂という形で実現しています。

——母子健康手帳へ陣痛促進剤について記載をすることにも尽力されたのですね。

これは15年ぐらいかかりましたね。最初は、母子健康手帳の中にそもそも薬という1文字も一切なかった

んですよ。

妊婦さんが、ちょっと風邪をひいたりとか、何らかの理由で薬を飲んだりするときがあると思うんですけど、そうした際の注意も一切ない状況でした。

母子健康手帳に陣痛促進剤についての注意書きを記載することについて、ようやく厚労省が私たちの要望を汲んでくださって、文章にして、このようにしたいと思いますというふうに言ってくれた案まであったんですけど、ある団体から反対が出てだめになったということもありました。

その次の年もできなくて、そうこうしているうちに、陣痛促進剤の添付文書に「必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから使用すること」という注意書きが入りました。添付文書に書いてあるんだから、母子健康手帳に書いても問題ないんじゃないかということになって、2013年から、子宮収縮薬等を使用する際には、その必要性、効果、副作用などについて医師から十分な説明を受けましょうという記載がされるようになりました。

——近時は必ずしも陣痛促進剤による被害に限らなくて、周産期の医療全般について問題提起をされていますね。

安全なお産をするためのもの、全般的になってきています。そうせざるを得ない産科事情がありまして、開業医の方が、助産師さんではない准看護師さんだけしか採用しなくて、その准看護師に何でもさせていたりとか、もっとひどいところは白衣を着た女性が全員無資格の看護助手で、看護助手に何でもやらせていたりとかいうこともあったりします。これは保健師助産師看護師法違反です。

——ご自宅の住所ですとか、電話番号も公開されて被害者、被害者家族の方のお話も聞かれているということです。こうしたお電話というのはよくあるんでしょうか。

最近はどちらかというと電話よりもメールでの相談の方が多くなりました。パソコンがまだ普及してなかった、会をつくった最初のころはやっぱり何でも電話でしたね。

——被害者の方々の裁判のサポートもされているのですね。

まず、被害にあった方から、相談の電話とかメールをいただいたときに、お話を聞くだけではなくて、付随する必要なことを私が質問をした上で、ちゃんと事故

の全容が見えるような形にしています。

あとはご本人がこれをどうしたいのか、弁護士さんへの依頼までも考えているのかどうかですね。

——多くの弁護士は医療関係には疎くて、対応できないということもあるかと思います。

そうなんですよ。最初から医療に詳しい弁護士さんに出会えるというのはなかなか難しいところがありまして、相談してずいぶん経っているけれども、どうなっているかわからない状況というようなこともあったりします。

その弁護士さんが医療問題を経験されたことがあるのかどうかとか、産婦人科の事故を受任したことがあるのかどうかということも、聞いた方が良いですよということもお話をします。経験されたことがあるという場合でも、その弁護士さんが協力してくださる産婦人科の医師で常時相談できる関係にある方をお持ちなのかということも聞いても良いですよということも伝えています。

医療裁判となると、やはり専門性が高くなってくるので、弁護士さんも大変なお仕事だと思わなければいけません。あまり経験がない弁護士さんの場合にはそのことを率直に伝えていただいて、詳しい方を紹介していただくか、経験のある方と一緒に受任されるということは結構大事なこともかもしれないと思います。

——今後の活動についてお聞かせください。

今年で会は30周年となりますが、これを境に、国、自治体、製薬企業、医療従事者及び産科医療を受ける方々に向けて「安全なお産のための5年後の達成目標」を掲げました。

そこでは、①お産にかかわる薬剤の添付文書を厳守すること、②陣痛促進剤の危険性も含めた十分な説明を行い理解と同意を得ること、③無痛分娩は、産婦人科医、麻酔科医、小児科医が常に動ける体制でのみ行うこと、④分娩中の脳出血・クモ膜下出血に対する適切な認識及び行動を確保すること、⑤子宮底圧迫法のガイドラインの検証と正しい知見を確立すること、⑥保健師助産師看護師法を遵守すること、⑦産科医療を受ける方への情報提供を充実させること、という7つの提言をしています。これから5年計画で、これらが実行されるように活動をしていこうと考えています。

産科の医師の方々の団体とも、安全なお産について一緒に考えていきたいと思っています。

第32回 東京弁護士会人権賞 受賞

全国音訳ボランティアネットワーク

代表：藤田晶子さん

「音訳」という言葉をご存じでしょうか。音訳は、視覚障がいのある方などにとって、とても重要な情報取得手段です。「全国音訳ボランティアネットワーク」（略称：「音ボラネット」）の皆様は、音訳の普及のために様々な活動をされています。本記事を契機として、音訳と音ボラネットの活動内容に少しでも興味、関心をもっていただけたら幸いです。（聞き手・構成：小峯 健介）



全国音訳ボランティアネットワーク
代表の藤田さん

プロフィール◆2007年6月設立。全国に散在する音訳活動に携わる個人・団体のネットワークを構築し、視覚障害者への支援活動を行っている。従前、音訳活動（必要とする人に声で文字情報を伝える活動）に携わる人たち（音訳者等）と音訳利用者のマッチングはそれぞれの生活圏内というごく狭い範囲の中で行わざるを得なかった。同団体が発足したことにより、音訳者も音訳利用者も、場所的・人的制約から解放され、これまでよりタイムリーで質の高い音訳を、必要とする視覚障害者や音訳者らの所在場所を問わずに提供することを可能とした。また、同団体の設立以前では十分対応することが困難であった専門書・外国図書・まんが等の音訳ニーズへの対応可能性を大きく広げてきた。

——そもそも「音訳」とは、どのようなものでしょうか。

「音訳」というのは、文字情報をすべて音声に変えて録音図書を作ったり、対面朗読の場合は、図書館の対面朗読室で利用者さんが持ち込んだ資料などを読むことです。

よく聞かれるのは、「朗読」と「音訳」の違いですが、「音訳」は、端的に言えば、視覚障害者の目の代わりということなので、書かれていることを足しもせず引きもせず、すべて読む。付随している図だとか表だとか写真だとか絵も、そのときに応じて読みます。

——基本的には全部読むということでしょうか。

そうです。書いてあるものはすべて読むというのが大原則です。だから朗読とは全然違うものです。朗読は自己表現ですが、音訳は読み手の感情はあまり入れない。全然入れないということではないですが、総じてあまり極端な演出はしないということです。

——淡々と読むような感じでしょうか。

淡々と読むというのは違います。棒読みでは、それはそれで意味が通じません。

小学生のころ、「、」や「。」で忠実に切って大きな声で読みなさいと教わりますが、音訳の場合はそれでダメなんです。、「、」や「。」にとらわれて読むと文章

が切れているような印象になるんです。「、」なんていうのは、語弊があるかもしれませんが、書き手が勝手に付けている場合が多いので、そこにはあまりこだわらずに、意味の一塊、意味の一括りとしてとらえて読む。耳で聞いて分かる読みをしないとイケないわけです。

——「点字」と「音訳」は、どのように使い分けられているのでしょうか。

点字で読みたいものか、音訳で読みたいものかは、利用者さんの希望により決まります。私たちが選ぶことではありません。

——利用される側はどのように使い分けられているのでしょうか。

生まれたときから目が見えない全盲の方は、小学校からずっと点字を盲学校で習うわけですね。その方たちは自由に点字を読んだり打ったりできますけれども、今は、中高年になって病気や事故で目が見えなくなる中途失明者というのがとても増えています。

その方たちは、中高年になってから点字を習うわけですが、なかなか覚えられない。本当に指の感覚だけで覚える、なぞって読むわけですから、それはなかなか厳しくて、ほとんど点字が使えないです。そうすると音訳だとかテキスト化とかそういうことになるだろうと思います。

——「音ボラネット」の設立経緯を教えてください。

設立の前年の2006年に、取りあえず自分たちと同じ仲間が全国にいるはずだから、「1回一堂に会して悩みだとか喜びだとか何か話し合えたらいいね」という、本当に単純な、「全国にいる音訳者に会いたい」ということが大前提にありまして、音訳ボランティア全国大会というものを開きました。

2年ぐらい前から準備会を用意して全国大会に臨んだんですが、そのときに900人近い申し込みがあって、会場にも入りきれないほどだったんです。

「1回やればいいや」ぐらいの甘い考えで開いたのですけど、そんなことはとても許されない状況でした。それまでも全国津々浦々で活動している音訳グループってたくさんあるのに、横の連携が全然取れていない。情報も行き渡らない部分があるということで、「この際だからネットワークを立ち上げよう」という必然に迫られたところがありますね。

——「音ボラネット」の活動概要を教えてください。

私たちの事務局は東京にあります。飯田橋にある東京ボランティア・市民活動センターというところを無料で貸していただき、そこを事務所代わりにしています。そこで月2回運営委員会を開きながら、会報を出したり、「次に何をやる」ということを決めたりしているわけです。

私たちの場合は、北海道から沖縄までの会員さんを集めたネットワークなので、連合体なんですね。事務局としては、5つのプロジェクトを立ち上げて、全国の会員さんに呼び掛けて、こんなのあるから手伝ってくださいとか応援してくださいとか、というような形でやっています。5つのプロジェクトの具体的な内容は、私たちのウェブサイトに掲載されておりますので、ご参照ください。

——音訳の難しさについて教えてください。

基本的なことを言えばアクセント。やっぱり関西の人が読むのと東京の人が読むのではアクセントが違います。

それから、下調べの段階で、誤読のないように全部調べるわけですね。特に大変なのは、人名だとか地名。あとは、同音異義語。それと、括弧とかいっぱいありますよね。普通の括弧、カギ括弧、二重カギ括弧とか、

そういうものをどういうふう処理するかとか。

——「かっこ」って読むのでしょうか。

読むときもありますし、ちょっとトーンを落とすとか、ピッチを下げるとか、何かそういう感じで、読みの技術でカバーすることもあります。

——例えば、「？」や「！」は読むのでしょうか。

読まないです。

——決まったルールがあるわけではなく、各音訳者が工夫されていることなのでしょうか。

そうです。年々いろいろなものを読んできて体験しながら、利用者の方からのいろいろな声を聞いたりしながら作っていくという感じですかね。

——音訳者によって個性が出るものなのでしょうか。

それはもちろんです。1冊の本を10人が読んだら10種類の本ができるといわれています。人間性がもろに出てくるものですね。

基本的に、小説ですと、だいたい1人の人が読みます。

ただ、分厚い行政から来るような何十年計画みたいなものですと、ただ伝える文章ですから、何人かで読んでも個性が表れるということはあまりありません。

だから、何を読むかによって、人数を複数で読むのか1人で読むのかとかいうのも決まってくると思います。

——音訳にあたって心掛けていることを教えてください。

誤読が一番許されない。誤読をすると、見えない人に間違った情報を伝えてしまうことになります。足すも引くもなく、書かれていることを書かれているまま読みます。

——音訳する書籍はどのような基準で選ばれているのでしょうか。

第一条件は、利用者さんの希望、依頼のあったもの。あとは、図書館が選書したものです。

——「この本を音訳してください」という要望があったとき、費用はどうなるのでしょうか。

視覚障害者の方からの依頼は無料です。音訳作業は完全なボランティアです。

最近、「サピエ図書館」ができてきているので、利用者の方がある本を読んで欲しいと要望されたときに、まずは、日本全国で誰かが音訳していないかを調べてみて、全く読まれていないと分かりましたら、音訳することになります。読まれていればそれを借りて読んでいただくことになります。

——音訳の有無がデータベースになっているのでしょうか。

「サピエ図書館」という電子図書館です。インターネットを利用して、24時間いつでもダウンロードが可能になっています。それに続いて、まだまだ遅れていますけれども、国立国会図書館も同じようなサービスを始めています。そういうところを調べて、重複して音訳してしまう労力を減らすために工夫をしています。

——新刊本はまだ音訳されていない可能性が高いのでしょうか。

そうでもありません。「うちが読み始めます」という着手情報は、早いです。着手情報がサピエに上がってくれば、利用者にはそれを待ってもらうことになります。

——「テキスト化」というのは、具体的にはどのような作業なのでしょうか。

合成音声ソフトを使用するとネット上の文字情報を合成音声で読み上げてくれます。ただ、PDFファイルは画像なので、合成音声ソフトが読み取らないんですね。なので、OCRソフトを使用してテキストファイルに変換します。そのテキストファイルになったときに、日本語は複雑なので誤変換がかなりあります。それを校正するのが私たちの仕事です。

——例えば、図表とか写真はどのようにするのでしょうか。

図とか写真とかはまったく読み込まないので、私たちが原稿を作ります。文章化したものをテキストファイルにするわけです。

——「マルチメディアDAISY (デージー)」とは、どういうものなのでしょうか。

もともとは、視覚障害者のためというよりは、「学習障害」、いわゆる「ディスレクシア」の方たちのためのものです。

目や耳とかに障害があるわけではなくて、文字を認識しづらい、書きづらい、時間がかかる、こういう障害をもった子どもさんが今とても注目されている。その子どもたちに教材として何がいいかといったら、マルチメディアDAISYが有効だということが徐々に証明されてきているんです。

マルチメディアDAISYを利用すると、今読んでいるところがハイライトされます。

伊藤忠記念財団が子ども向けの良書をマルチメディアDAISYにして、特別支援学校や図書館に寄贈しているのですけれども、その音源を私たちが提供しています。

——技術の進歩によって、今後、音訳にどのような変化が生じるとお考えでしょうか。

今、音訳界の最大の悩みは、音訳者の高齢化。高齢者の読みの欠点は、声が枯れてくるとか、声が低くなるとか、口の中にぺちゃぺちゃという口中音が出てくることです。

今のご時世ですので、自前で録音器材（パソコンや各種ソフトなど）を買い揃え、無償のボランティアをするというのは敬遠されがちです。なかなか若い人が集まってきません。1人の音訳者を育てるのは時間もかかり難しく、音訳者の高齢化が最大の悩みになっています。

これは日本ライトハウスというところがやっているのですが、教科書の本文は合成音声に読ませて、図や表が出てきたときは人間が原稿を書いて人間が読んで、それを合体させて1冊の教科書にするようなことも進められてきています。

人間と機械のコラボみたいなものが、これからもっともっと増えていくんじゃないかなと思いますね。

——合成音声の発展は歓迎すべき事態ということでしょうか。

歓迎すべきかどうか分かりません。ただ、利用者さんにしてみれば、そういう合成音声、機械音で聞くのは絶対嫌だって方はいますね。目が見えない上に、常に

耳を酷使しているので合成音声を聞いて耳が聞こえなくなるという例もあるんです。

—— 合成音声は、聞き続けている方にとっては辛いものなのですね。

そうです。でも、ソフトは日進月歩で進化しているので、これからはもっと滑らかになってくると思うのですが、肉声にかなうものはないはずです。ましてや、子どもたちに正しい、美しい日本語を伝えていくには、やっぱり、肉声しかないだろうと思います。合成音声もあり、肉声もありというふうにやっていかないと、全部合成音声というわけにはいかないだろうと思うんです。

うまく棲み分けというか、いろいろな選択肢が広がっていくことが最大のメリットだと思います。

—— これまでの活動を通じての苦勞を教えてください。

例えば、文芸書について言えば、いろいろな形のものが出てきています。黒田夏子さんが芥川賞をとられた『abさんご』は、横書きで、平仮名で書かれたり、文の区切りだとか行替えだとかが独特なんです。

そういうように配置が独特だったり、漢字で書くべきところを平仮名で書いてあったりとか、難解なものが出てきて、それを音訳で読んでも、音訳を聞いた視覚障害者の方は、耳で聞いただけでは何がいいのかよく分からない。ところが、テキスト化してもらったら、よく分かりましたって。テキスト化をすると、漢字だとか分かるので、テキスト化の方がいい。

オーソドックスな文芸書だけでなく、本当に音訳者泣かせのようなものが出てきているのかなと思うと、今まで以上に難しい時代になっていると思いますね。

—— やりがいはどのようなものでしょうか。

私たちが音訳をしているのは、成人の不特定多数の人に向けたものがほとんどです。児童書や絵本はほとんど読まない。だから、自分のものがどんなふうに読まれて、誰がどんなふうに聞いているのかなんてなかなか分からないんです。

それが、たとえば、ICUを受験したい子が必要としているというように、相手がある程度特定できるようになるとすごくモチベーションが上がるんですね。「あり

がとう」と言ってくれる。利用者さんからのフィードバックがあるとすごくうれしいし、やりがいにつながります。

どんな苦勞をしても「ありがとう」と言ってもらえれば、今までの苦勞は消えちゃいます。もう二度とやりたくないなと思っていても、また1カ月ぐらいしたらまた読んでみたいと思う。うちの会員はみんなそんな感じです。

—— 音訳やテキスト化にあたっての法律上の課題について教えてください。

著作権法37条3項です。マラケシュ条約の批准に向けた動きがあります。

点字図書館も公共図書館も37条3項で複製は自由なわけです。けれども、地域のボランティアは著作権者の許諾を取らないとできない。現在は、文化庁長官の指定を受ければOKということになっていますが、1年がかりぐらいメールのやりとりをして、「いや、ここはこうです」、「ああです」なんて言われてやらないとなかなか認可が下りない。

今回、マラケシュ条約に関連して著作権法が改正されれば、もっと緩くなるだろうといわれていますので期待しています。

—— 国や行政に対して求めることを教えてください。

もっと弱者に優しい政治をしていただきたいですね。これからますます高齢化社会になって、視覚障害者でなくても本が読みづらい人がずっと増えるわけですから。

—— 今後の課題について教えてください。

音訳を利用してくださっている方は、視覚障害者のうちの本当に一部なんですよね。音訳活動をもっともっと広めなくちゃいけない。身近にこういうグループがいるよということも広報していかなくちゃいけない。もっともっと知ってほしいと思いますね。

—— 読者に向けて何かメッセージはありますか。

いろいろなことに興味を持っていただき、障害者にも優しい弁護士さんたちが増えてくださるとうれしいですね。

すべての市民の人権が等しく保障される社会に

— 2018 年度会長就任にあたって —

東京弁護士会会長 安井 規雄

◆この度、2018年度の東京弁護士会会長に就任いたしました。6名の副会長、2名の監事及び80名の常議員とそれぞれの立場はありますが、職責を全うし、東京弁護士会の新しい未来を築いていきたいと思ひます。

◆すべての市民の人権が等しく保障される社会をつくるためには、基本的人権の保障と社会正義の実現を使命とする弁護士が、その活動領域をさらに拡大（弁護士の活動領域の拡大）し、社会のあらゆる分野に進出することが必要です。

その担い手の中心は若手会員であり、若手会員の業務基盤、活動基盤を確かなものとし、若手会員が生き生きと誇りを持って活躍できるようサポートします。また貸与制世代の喫緊の課題にも全力で取り組みます。

◆民事事件の新受件数が、右肩上がり状況にはなく、この状況について不安感を抱いているのは、若手会員のみならず、中堅・ベテラン会員にも少なくないといわれます。

しかし、若手会員に活力があれば、人権活動や弁護士会活動が勢いづき、中堅・ベテラン会員も若手会員からエネルギーをもらい、若手会員への指導やOJTを積極的に担うことができると思ひます。

◆弁護士会が直面する課題には、憲法改正の問題等、会員間で大きく意見が分かれ、時として深刻な意見の対立が見られることもあり、会内の合意形成に困難を伴うことも少なくありません。

色々な意見に十分に耳を傾け、議論を尽くし、民主的な合意形成を目指します。

◆「人権を守る」「平和を守る」「弁護士自治を守る」の3つの「守る」を基本として、誠実に、謙虚に、熱意をもって職責を果たしてまいります。

◆取り組む重点政策

- ※ 弁護士の活動領域の拡大（中小企業への支援、法律相談センターの運営の改善、行政との連携、高齢者の財産管理への支援、アウトリーチ活動の強化、新たな活動領域への支援等）
- ※ 若手会員へのサポート（貸与制世代へのサポート、知識及び経験のサポートとして、レベル別・分野別の研修やクラス別研修のほか、委員会での研修を充実させます。また、ベテラン会員とのセットでの法律相談や共同受任の機会を拡大して、若手会員へのOJTを支援します。）
- ※ 平和と憲法改正問題
- ※ 人権擁護に向けた積極的な活動（高齢者・障がい者・子どもの権利擁護、外国人（ヘイトスピーチ等）・貧困等の差別問題、山積する人権課題等）
- ※ 死刑制度の廃止と犯罪被害者遺族への支援
- ※ 法曹養成制度（法曹志望者の確保、法曹養成制度改革等）
- ※ 司法改革（民事司法改革、刑事司法改革）
- ※ 弁護士自治と不祥事対策
- ※ 弁護士業務妨害対策
- ※ 災害時の会員・市民へのサポート
- ※ 法テラスの報酬額の改善
- ※ 多摩支部の活動支援

一年間、会員の皆様のご指導ご協力を心よりお願い申し上げます。

2018 年度の役員に

誌上インタビューを行いました。

1 年間よろしくお願いいたします。

質 問

- ① 一番関心のあることは何ですか？
- ② 一番大切にしていることは何ですか？
- ③ 長所・短所、趣味は何ですか？
- ④ 座右の銘は何ですか？

人権が等しく保障される社会に

会長 安井 規雄 (34 期)



- ① 弁護士の活動領域をさらに拡大し、これによって市民の権利をより広く守られるようにすること
- ② 信頼
- ③ 長所は明るいこと、短所は頼まれたら断れないこと。趣味はジョギング、ガーデニング、切手収集。最近はレースに出場していませんが、

ホノルル、バンクーバー、シドニーなど海外マラソンにも出場しました。サブフォー（3時間台）を2回出しましたが、その後は本当に「ゆっくり走ろう」程度です。

- ④ 座右の銘という程ではありませんが、「努力」であり「人生、明るく、楽しく、さわやかに」です。

サスティナブルな弁護士会に

副会長 石黒 美幸 (43 期)



- ① 当会が持続可能な組織として発展するために何をすべきかです。それに向けて、ダイバーシティを踏まえた会務運営の推進と中長期的視点に立った計画の策定と会務の執行を重視したいと考えています。
- ② バランス感覚です。物事には絶対的な正解はなく、バランスを取りながら物事を考え、周りの意見を聞き、理解を得ながら進めていくことが大事だと考えています。

- ③ 長所は明るく朗らかで、くよくよしなないところ。短所はお人好しで用心深くないところ、大雑把なところでしょうか。趣味は山歩きです。
- ④ 「為せばなる」
「来る者拒まず、去る者追わず」
「泣こかい、飛ばかい、泣こよっかひっ飛べ」
（故郷の鹿児島島の教訓：実行しようかどうか迷ったら、とにかく思い切ってやってみろ、という意味）

より強固なつながりを目指して

副会長 海野 浩之 (45 期)



- ① 弁護士自治の堅持です。
弁護士自治は、弁護士の使命である「基本的人権の擁護と社会正義の実現」に不可欠のものであり、弁護士自治を護ることが、弁護士会の運営において最も重視すべきものであると考えています。
- ② 皮膚感覚

- ③ 長所 粘り強くあきらめないところ
短所 感情がすぐに表に出てしまうところ
趣味 犬との散歩
- ④ その志（こころざし）明らかなれば冬の夜を我は嘆かず

一人一人を大切に、皆さんと共に

副会長 坂口 禎彦 (46 期)



- ① 「毎日を大切に、自由で平和な暮らしができるか」ですね。情報が氾濫し、かの国の大統領自ら日々フェイクニュースを流していると言われている時代です。嘘などない、皆が幸せに、平和に暮らせる世の中にならないかなあ、と考えています。
- ② 人との出会い、交流を大切にしていきたい、と考えています。
- ③ 長所は、「協調性があること、それに粘り強

い? こと」。短所は、「議論していてつい熱くなってしまう? こと、それに浪花節的で情に脆いところ」でしょうか。趣味は、ゴルフ・スキー・読書（好きな作家は、帯木蓬生、佐々木譲、山本周五郎、藤沢周平etc）・演劇鑑賞などです。

- ④ 座右の銘→「真理が我らを自由にする」という言葉が好きです。座右の銘というかどうかは別ですが、「努力は裏切らない」という言葉も好きですね。

未来を切り拓く弁護士のために

副会長 石原 俊也 (47 期)



- ① 今この社会で、個々の弁護士がどのような役割を期待され、どのような役割を果たすことが可能かということです。より具体的には、弁護士の活動領域拡大と若手支援、ダイバーシティの推進です。
- ② 様々な人の意見を良く聞くことです。先入観や経験にとらわれず、現場を知る人々の話を抽象的でなく具体的に聞いて物事を判断するよう

心がけています。

- ③ 長所は協調性のあること、短所は心配性が過ぎることです。趣味は、以前は車・カメラ・オーディオと答えていましたが、ここのところどれもご無沙汰にしており、最近は、スキー・温泉巡り・城巡り等に凝っています。
- ④ 実は格別ないのですが、「ベストプラクティス」としておきます。

未来へと、つなぐ

副会長 市川 充 (47 期)



- ① どうすれば弁護士会を、会員にとって、弁護士会と関わり合いのある人にとって魅力的なものにすることができるか、ということです。
- ② 人との出会い、知識や音楽、体験との出会い、今を生きることを大切にしたいと思っています。
- ③ 長所は、人の言うことをよく聞き理解するこ

と。短所は、情に流されやすいこと。趣味は、テニスと音楽・映画鑑賞。

- ④ 「一期一会」様々な人と出会って、依頼を受けたり、一緒に仕事をしたりするのが私たち弁護士の仕事です。一度しかない人生をしっかりと生きること、その大切さを感じさせてくれる言葉です。

日本の司法、法曹の明日を考えながら

副会長 道 あゆみ (47 期)



- ① 日本の司法、法曹の行く末です。政治情勢、社会情勢、世界情勢が様々な要因から変化していく中で、今まで以上に司法、法曹の意義とアイデンティティは大切になると思います。三者が良い意味で手を取り合って、そのことの意味を考え、行動していく必要があらうかと思っています。
- ② 公私を共に過ごす方たちの心身の健康です。

- ③ 長所は、良く通ると言われる「声」と、「元氣」。短所は、沢山あると思いますが、（こう見えて）色々考えこむところ。今や趣味と言えないかもしれませんが、大学時代は体育会のバドミントン部で、中距離を走るのが好きでした。
- ④ 座右の銘はありませんが、最近心に沁みたのは、You cannot make omelet without breaking eggs.

1年間よろしくお願いします。

監事 大八木 葉子 (50期)



- ① 会員の方に会財政により関心を持ってもらえるようにする方法，会財政に関するわかりやすい情報提供を行う方法です。
- ② 謙虚でありたい，誠実でありたいという気持ちを忘れないことです。
- ③ 長所はこつこつと作業を続けることをあまり苦に感じないこと，短所は字が下手で不器用

なことでしょうか。趣味は旅行（めったに行けませんので，ガイドブックや地図を見て想像することが多いです）や散歩，美術館巡りなどです。

- ④ 特にありませんが，努力を重ねることで日々一つでも何らかの進歩があるように生活していきたいと思っています。

一年間頑張ります。

監事 黒寄 隆 (50期)



- ① (1)障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい社会を実現するために何ができるか (2)会財政の情報をわかりやすく会員に提供するためにどのようなことができるか (3)繁盛しているラーメン屋の秘訣
- ② 出会いを大切にして，タイミングを逃さないこと。
- ③ 長所は超ポジティブ，穏やかな性格，短所

は情に流されやすいところ，自分に甘いところ です。趣味は，ブルースを聴くこと（アメリカ南部に行ったりします），ドライブ（今はアメ車です），囲碁（ヘボ碁ですが）です。

- ④ 「清濁併せ呑む」（自分と異なる価値観や考え方も一旦は受け入れる度量の大きな心を持つこと），「生きてるだけで丸儲け」（そのまんまです）。

香港法律年度開始式に参加して

国際委員会 副委員長 樋口 一磨 (56 期)

委員 三好 慶 (60 期)

委員 津村 佳奈 (63 期)

1 香港の弁護士会について

香港は、中華人民共和国の特別行政区である一方、旧宗主国である英国の影響を受け、コモンローを基本とする英国型の法制度を有している。弁護士会についても、バリスター（法廷弁護士）を構成員とする香港大律師公會（以下、「HKBA」とソリシター（事務弁護士）を構成員とする香港律師會（以下、「LSHK」）が併存している状況にある。

また、香港は、毎年1月に世界の各都市の弁護士会や国際法曹団体の代表団を招待のうえ、盛大に法律年度開始式（Opening Ceremony of Legal Year）を営んでいる。

当会は、2012年に両弁護士会との間で友好協定を締結しているため、両弁護士会から招待を受け、本年度もこれに参加させていただくことができた。

2 Presidents' Round Table (2018年1月8日)

終審法院（最高裁）見学の後、各弁護士会や国際法曹団体の会長・副会長らが中心となり、“Presidents' Round Table”と呼ぶ会議が行われた。他の専門サービス提供者との競争に打ち勝つために法律家はどのような能力を身に付けるべきか、また、専門職としていかにして競争力を拡大していくべきかという2つのテーマのもと、5名の各会長らによるプレゼンテーションが行われ、その後、活発に質疑応答、意見交換が行われた。欧州、北米、アジアと各地から参加者があったが、地域が異なるとはいえ、いずれも共通の問題意識を有していることが確認できた。

3 法律年度開始式 (2018年1月8日)

夕方からは、City Hallにて行われる法律年度開始式に出席した。まずは、あいにくの雨が降る中、ホール前の広場にて香港警察の儀仗隊等に対する、終審法院長官、律政司司長（司法長官）等による観閲が行われた。二つの隊のうちの一つはスコットランドの民族衣装であるキルトを身に

まとい、バグパイプを奏で、20年前まで英国領であった香港の歴史を目と耳で実感することができた。式においては、ウィッグをかぶり種々の法服を身に着けた裁判官達が壇上に並ぶ中、ジェフリー・マー終審法院長官、テレサ・チェン律政司司長やポール・ラムHKBA会長、トーマス・ソーLSHK会長らが英語によるスピーチを行った。特に、終審法院長官やHKBA会長のスピーチは、法の支配（Rule of Law）や司法権の独立の重要性を高らかに謳うなど、一国二制度という状況下において、コモンローを基本とする先進的な法制度を維持していくことへの決意を感じさせるものであった。

4 LSHK, HKBAとのミーティング (2018年1月9日)

法律年度開始式の翌日、友好協定を締結しているLSHK, HKBA両会を個別に訪問し、最近の問題意識等について情報交換を行った。

当会の会員に役立つ方法、テーマでセミナーを共同開催することを含め、今後の当会との交流に大変前向きな反応を得ることができた。両会との更なる関係醸成に向けて、大変有意義な会合となった。

5 結びにかえて

法律年度開始式における演説は、法の支配や司法権の独立といった司法の原点を思い起こさせるものであると同時に、一国二制度という特殊な体制に置かれた国の立場の難しさを肌で感じさせるものであった。上記の他にも、懇親会では、各代表団や裁判官と親密に交流する貴重な機会をいただいた。

今後とも、香港各弁護士会との友好関係をますます発展させ、会員の皆様に対し、香港の法情報の提供、香港の弁護士との橋渡し、ビジネスに限らず幅広いテーマでの共同セミナーの開催など、一層の還元をしていきたいと考えている。

*表紙裏にカラー写真掲載

平成29年12月13日開催 東京家庭裁判所委員会

「調停委員の研修」

東京家庭裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 相原 佳子 (43 期)

テーマを『調停委員の研修』とした家庭裁判所委員会が平成29年12月13日に開かれました。

最初に、大門委員長（東京家裁所長）が、「調停においては、調停委員が中心を担っていることから、一般的な法律の基礎知識、心理学的な傾聴、さらには調停の進行等に関する研修等を実施している」と説明されました。研修のチーフを担っている片岡裁判官からは、「調停委員が当事者の気持ちを理解しようという姿勢が重要であると考え、多様な研修を実施している。具体的には、裁判所が実施する研修と、調停協会の企画によるものがあるとともに、新任研修、2年目研修、4年から5年目研修、さらにはベテランの研修等、それぞれに応じて専門家による指導や、自主研修では相互の意見交換等も実施している」等の紹介がありました。

次に、市民委員に実際のイメージを掴んでいただくことを目的として、DVDで調停の様（離婚調停事件）が紹介され、その後、現在、裁判所が力を入れている、ロールプレイを一部体験していただきたいという提案がありました。

ロールプレイで、「面会交流を申し立てている父親（調停委員が当事者になる）と二名の調停委員による二回目の調停期日」という設定だけが決まっている中で、アドリブで、丁々発止と会話するのを、観察担当者として家裁委員三名がそれぞれの真後ろに座り、さらに、他の委員等も比較的表情がよく分かるところで、自分達も臨場している感覚で当事者と調停委員を体験するというものでした。（余談ながら、市民委員の一人からは、当事者（父親）の心情に胸を打たれたという感想があったほど真に迫ったものでした。）研修のチーフである濱崎調査官は、「ロールプレイでは、正解を述べるとか、良いとか悪いではなく、どのように感じたか、気持ちを共有することが

大切である」と述べられています。なお、研修では6人から7人の調停委員に二人の調査官が一班として実施しているとのことでした。

最後に、意見交換では、家裁は、現行の課題として、①男性の調停委員は63歳程度で調停委員になることが多く定年の70歳まであまり余裕がなく、研修してベテランになったところで辞めていただかなければならない、②困難事案・困難当事者の増加があり、対応できる体制が必要であること、さらに、③自主研修では、日程的に参加できる人が限られているということ等と挙げておられました。また、ロールプレイにおいて何を獲得目標にしているのかという質問に対しては、「目的は調停委員に当事者の体験をし、対応の手法を学んでもらうこと」、「自分の特徴を知ること」があり、また、DV案件についての研修はあるのかという質問に対しては、2年目研修でカリキュラムに取り入れていること、精神科医師なども含め、深めていきたい等の回答がありました。

委員会に参加した感想としては、調停委員には今後も研鑽を積んでいただきたいと思うと同時に、代理人として弁護士も座学以外の研修が必要となってきたのではないかという思いを致しました。

最後に、今回のテーマですが、家裁から最近の非行はインターネット等関連のわいせつ犯、特殊詐欺の受け子が目立ち、また、発達障害や虐待を受けていた子どもへの教育的な配慮が問題となるなど変化があることから少年事件を取り上げたいとの提案があり、委員会として了承されています。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第25回 職務上の氏名(旧姓・通称)使用における 不都合、支障の解消に向けて

男女共同参画推進本部事務局次長 的場 美友紀 (52 期)

1 弁護士の「職務上の氏名」の使用について

弁護士は、戸籍上の氏名以外の「職務上の氏名」を届け出て、使用することができる。日弁連で策定された「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」によると、「戸籍上の氏名以外の「職務上の氏名」の届け出をしている会員は、2017年9月15日現在で2,886人であり、このうち約87%の2,516人が女性会員である」「これは、女性会員総数7,242人の約35%であり、女性会員の3人に1人は「職務上の氏名」を使用していることになる」とのことである。「職務上の氏名」による業務は、最近の取扱いの変更等により改善が図られた点はあるもののいまだ多くの困難が伴っており、これを使用する会員の業務に対する障壁となっている。

2 旧姓使用に関する現状

2017年5月25日には、内閣府における男女共同参画会議において、内閣総理大臣及び関係各大臣への意見として、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」が決定されており、その中で、「引き続き、旧姓使用の拡大に向けて検討を加速させるべきである」として、政府から各方面に対し、旧姓使用を拡大するための取り組みが求められている。

また、2017年7月4日付で、最高裁判所から日弁連に対し、2017年9月1日から裁判関係文書に旧姓の使用を認める旨の通知がなされた。この取扱いは、裁判官を含む常勤職員だけでなく、調停官、調停委員、司法委員等の非常勤職員についても適用されることである。記憶にある会員もいると思われるが、本年1月には、弁護士出身の最高裁判所判事が

初めて旧姓使用するとの報道がなされた。

3 当本部の取り組み

2016年度、当会が定めた第二次男女共同参画基本計画では、職務上の氏名(旧姓・通称)を使用する際の不都合、支障を解消することを目標の一つとしていることから、当本部では、「職務上(旧姓・通称)の氏名」の使用に関する実態を調査すべく、昨年11月にアンケートを実施した。その結果、個別に対応がされている実情はあるものの、未だ、多くの支障が生じていることが明らかになった。

これを踏まえて、当本部では、職務上の氏名(主に旧姓)の使用に関する運用の現状について、主な金融機関や日本公証人連合会に照会を行い、かかる照会に対する回答如何によっては、さらに、金融機関支店毎等に個別に「職務上の氏名」の使用に関する運用の実情調査等を行う予定である。最終的には、先のアンケートで寄せられた事例とともに、実情調査によって得られた結果を当会会員に紹介、情報提供することを検討している。

当本部としては、職務上の氏名の使用に関する障壁を解消するために、日弁連とも協働し、関係各所に対する働きかけはもちろん、手の届くところから、具体的に障壁を取り除く方策を模索し、地道に取り組んでいきたいと考えている。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第61回 京都地方裁判所平成29年3月30日判決

(福祉事業者A苑事件／労働判例1164号44頁)

求人票と実際の労働条件との相違と未払賃金等請求

労働法制特別委員会委員 宋 昌錫 (65 期)



1 事案の概要

本件は、有限会社Yに雇用されていたXが、両者間の労働契約は期間の定めのないものでありYの解雇は無効であると主張し、労働契約上の地位確認及びバックペイ賃金支払い等を求めた事案である。

Yは、ハローワークにおいて、新しく立ち上げた福祉事業の管理責任者を①期間の定めなし、②定年制なし、③契約始期：平成26年2月1日の条件で募集したところ、求人票を見て応募してきたX（当時64歳）を面談の上で採用した（以下「本件労働契約」）。

その後、Yの事業の開始が遅れたため、Xは平成26年3月1日から勤務を開始した。同日の午後にYがXに提示した労働条件通知書には、①1年間の有期契約、②65歳定年制ありと記載されており、求人票の条件と相違があったが、Xはこれに署名押印した。Xは、就労後のYの対応に不満を感じ、平成27年1月に労働組合に相談する中で、求人票と労働条件通知書の記載に齟齬があることを認識した。Yは、平成27年2月末日限りで、XY間の労働契約が期間満了により終了したものと取り扱った。そこでXは、冒頭の訴えを提起した。

2 判旨

本判決は以下のとおり述べてXの地位確認及びバックペイ賃金請求を認めた。

(1) 「求人票は、求人者が労働条件を明示した上で休職者の雇用契約締結の申込みを誘引するもので、求職者は、当然に求職票（ママ）記載の労働条件が雇用契約の内容となることを前提に雇用契約締結の申込みをするのであるから、求人票記載の労働条件は、当事者間においてこれと異なる別段の合意をす

るなどの特段の事情のない限り、雇用契約の内容となる」。よって、本件労働契約は、平成26年2月1日を始期として、期間の定めも定年制もない契約として成立したものと認められる。

(2) Yは本件労働条件通知書へのXの署名押印により同年3月1日付の新たな労働契約が成立した旨を主張するところ、「この主張は、先に成立を認定した本件労働契約の変更を主張する趣旨を含むと解される」ので、以下検討する。

「使用者が提示した労働条件の変更が賃金や退職金に関するものである場合には、当該変更を受け入れる旨の労働者の行為があるとしても、労働者が使用者に使用されてその指揮命令に服すべき立場に置かれており、自らの意思決定の基礎となる情報を収集する能力にも限界があることに照らせば、当該行為をもって直ちに労働者の同意があったものとみるのは相当ではなく、当該変更に対する労働者の同意の有無についての判断は慎重にされるべきであり、その同意の有無については、当該行為を受け入れる旨の労働者の行為の有無だけでなく、当該変更により労働者にもたらされる不利益の内容及び程度、労働者により当該行為がされるに至った経緯及びその態様、当該行為に先立つ労働者への情報提供又は説明の内容等に照らして、当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点からも、判断されるべきものと解するのが相当である（最高裁判所第二小法廷平成28年2月19日判決・民集70巻2号123頁参照）。そして、この理は、賃金や退職金と同様の重要な労働条件の変更についても妥当するものと解するのが相当」である。

「労働契約が期間の定めがあるものか否かは…契約の安定性に大きな相違があることから、賃金と同

様に重要な労働条件であるといえる。また、定年制の有無及びその年齢も、契約当時64歳のXの場合には、やはり賃金と同様に重要な労働条件であるといえる。そして、期間の定め及び定年制のない労働契約を、1年の有期契約で、65歳を定年とする労働契約に変更することには、Xの不利益が重大であると認められる。」

- (3) 「本件労働条件通知書は、…Y代表者が求人票と異なる労働条件とする旨やその理由を明らかにして説明したとは認められず、他方、Y代表者がそれを提示した時点では、Xは既に従前の就業先を退職してYでの就労を開始しており、これを拒否すると仕事が完全になくなり収入が絶たれると考えて署名押印したと認められる。」これらの事情に照らすと、労働条件変更についてXの同意があったとは認められない。

3 解説

- (1) いわゆる「求人詐欺」、すなわち求人票記載の労働条件とそれを見て応募した後に使用者から提示された労働条件が異なる事例について、従来の裁判例は、求人票記載の労働条件による労働契約の成立を認めたもの（千代田工業事件・大阪高判H2.3.8 労判575号59頁等）と、その後に合意された労働条件が優先するとしたもの（藍澤証券事件・東京高判H22.5.27 労判1011号20頁等）とに分かれていた。本判決は前者に分類できるところ、特筆すべき点としては、後行合意による労働条件変更を否定するロジックとして、退職金減額合意の成否に関する最判H28.2.19（山梨県民信用組合事件）の判断枠組みを援用し、「労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観

的に存在する」こと（以下「自由意思性」）を合意成立の要件とした点が挙げられる。この枠組みによれば、使用者側において労働者の自由意思性を立証できる例外的な場合を除き、常に求人票記載の労働条件が優先することとなる（ただし射程については後記(2)を参照）。今後、本判決の判断枠組みが、求人詐欺事例における労働者救済法理として定着する可能性があり、本判決が実務に与える影響は大きいものと考えられる。

なお、改正職業安定法（平成30年1月1日施行済み）では、虚偽の条件を提示して求人を申し込む行為に罰則規定が導入されたほか、使用者が求人票に明示した労働条件を変更する場合には相違点等を書面で明示する義務が課された。また、これにあわせて同法指針（「募集・求人業務取扱要領」等）も改正され、いわゆる「固定残業代」に関する求人募集時の記載ルールが明記された点も、実務上の影響が大きい。

- (2) 本判決は、労働条件変更合意に労働者の自由意思性が要求される範囲について「賃金や退職金」だけでなくこれと同様の「重要な労働条件」の変更についても妥当するとして前掲平成28年最判の射程を画している点、並びに、労働契約の期間の定め有無は抽象的に「重要な労働条件」に該当すると述べる一方で、定年制の有無及びその年齢については本件の具体的事情を踏まえた上でこれに該当するとしている点も、新しい判断であり、注目に値する。
- (3) なお、同意によって変更した後の労働条件が、就業規則所定の労働条件を下回る場合、当該同意は当然に無効となり、就業規則所定の労働条件が適用される点には留意されたい（労働契約法12条）。労働協約についても同様である（労働組合法16条）。

刑弁でGO!

第78回

トピック

「当番出動後の通訳費用をめぐる注意点」と「当番弁護士通訳ガイドライン」

東京三弁護士会刑事弁護委員会 外国人事件部会 部会員

刑事弁護委員会 委員

本多 貞雅 (61期)

トピック 1

「当番出動後の通訳費用をめぐる注意点」

1 はじめに

東京三弁護士会刑事弁護委員会外国人事件部会では、当番弁護士で出動する際に依頼する通訳人の名簿を管理し、運営しております。

近時、弁護士と通訳人との間における通訳料を巡るトラブルが度々持ち込まれるので、通訳料を中心として要通訳事件における注意点について確認したいと思います。

2 当番⇒不受任の場合

当番弁護士として出動した接見の通訳料（交通費等を含む。以下同じ）は、当会が直接通訳人に支払います。所定の請求書に通訳人と弁護人が連署して、当会に提出してください。

3 当番⇒被疑者国選（勾留前援助利用なし）の場合

被疑者国選勾留前援助を利用しない場合、当番弁護士として出動した初回接見の通訳料は、当会が直接通訳人に支払います。

そして、被疑者国選弁護人として選任された後の接見通訳料は、法テラスが定める通訳料基準に従って、弁護人が通訳人に直接支払います。その後、法テラスに対する事件終了報告の際に通訳料を請求し、弁護人に通訳料が支給されることになります。

法テラスへの通訳料請求書は、通訳人請求書・領収書を兼ねた書式になっています。通訳人が時間や通訳料を確認するためにも、その写しを通訳人に交付するようにしてください。

なお、初回接見後、被疑者国選弁護人として選任される前の接見通訳料は支払われませんので、十分注意してください。

4 当番⇒被疑者国選（勾留前援助利用あり）の場合

被疑者国選勾留前援助を利用した場合、初回接見から勾留状が発せられるまでの接見通訳料は、法律援助事務センターが直接通訳人に支払いますので、弁護人は通訳人に通訳料の立替払いをしないでください。所定の請求書に通訳人と弁護人が連署して、同センターに提出してください。

なお、勾留状が発せられてから、被疑者国選弁護人に選任される前の接見通訳料は支払われませんので、十分注意してください。

5 当番⇒被疑者援助の場合（被疑者国選対象外事件）

刑事被疑者弁護援助を利用した場合、初回接見から起訴あるいは釈放されるまでの通訳料は、法律援助事務センターが直接通訳人に支払いますので、弁護人は通訳人に通訳料の立替払いをしないでください。所定の請求書に通訳人と弁護人が連署して、同センターに提出してください。

なお、釈放後の通訳料、起訴後に被告人国選弁護人として選任される前の接見通訳料は支払われませんので、十分注意してください。

6 当番⇒私選（被疑者援助を除く）の場合

当番弁護士で出動した初回接見の通訳料を含めて、全額被疑者の負担となります。当会からは支払われません。

実際には、弁護人が通訳人と業務委託契約を締結

し、弁護人が通訳料を被疑者等から徴収し、通訳人に支払うことになります。

このたび、外国人事件部会において、弁護人と通訳人との間の業務委託契約書の書式を作成し、あわせて受任契約書の書式も修正いたしましたので、ぜひご利用ください（当会の会員ページに掲載してあります）。

トピック 2

「当番弁護士通訳ガイドライン」

日本語を母語としない被疑者・被告人の権利を守るためには的確な通訳が不可欠です。

外国人事件部会では、年に1回、通訳人に対する研修会を行っています。研修会では刑事手続の概要等を解説するなどするほか、通訳人倫理についても考えてもらっています。

通訳人倫理については、通訳人の関心が非常に高いものの、その指針となるものがありませんでした。そこで、昨年、外国人事件部会において当番弁護士通訳ガイドラインを作成し、名簿に登録されている通訳人に配付しましたので、以下に引用します。

1 目的

本書は、日本語を母語としない被疑者、被告人の権利を守るためには的確な通訳が不可欠であることから、当番弁護士に同行する通訳人に守っていただきたい通訳方法をまとめたものです。

2 正確な通訳

- ① 発言を通訳する時は、一部の言葉を省略したり、別の言葉を追加したりすることなく、元の発言をそのまま伝えてください。発言の要旨をまとめて通訳することはしないでください。
- ② 元の発言のニュアンスも再現して通訳してください。乱暴な言葉、汚い言葉も、できるかぎりそのまま伝えてください。

- ③ 自分が行った通訳に間違いがあったことに気付いた時は、速やかに弁護士に伝えてください。
- ④ 被疑者・被告人と通訳人の間で、直接会話をしないでください。被疑者・被告人から質問があった時は自分で答えず、そのまま質問を弁護士に対して通訳してください。被疑者・被告人の発言の意味がわからなかった時も、自分の判断で質問を追加して意味を明らかにしようとせず、そのまま通訳して弁護士に伝えてください。

3 中立性

- ① 通訳人は、被疑者・被告人、被害者またはその関係者と知人関係にあるなど利害関係がある場合は、それを弁護士に伝え、その通訳の依頼を受けないようにしてください。
- ② 被疑者・被告人に対して、自らアドバイスや助言、自分の意見を伝えしないでください。
- ③ 東京三弁護士会から受け取る報酬以外に、被疑者・被告人から金品など報酬に当たるものを直接受け取らないでください。
- ④ 被疑者・被告人及び事件に対して、偏見や先入観をもたずに通訳してください。

4 プロフェッショナル性

- ① 依頼の難易度や量から、自分の能力を超える依頼であると判断した場合は、その通訳の依頼を受けないでください。
- ② 被疑者・被告人に対して丁寧な言葉遣いで話し、常に礼節を持った態度で接してください。

5 守秘義務

- ① 通訳人は、被疑者・被告人との接見で見聞きした内容について、守秘義務を負います。守秘義務の対象としては、被疑者・被告人の氏名、住所などの個人情報、事件の内容を含みます。
- ② 個人情報や事件の内容などを含む、通訳人の業務上知り得た事項は、法律上供述が義務付けられる場合を除き、外部に開示しないでください。

6 通訳能力の研鑽

通訳人は、自身の通訳能力の向上、研鑽に常に努めてください。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

61期(2007/平成19年)

往事茫々として…

会員 高橋 哲哉 (61期)

1 はじめに

私は、修習の期でいうと、いわゆる「新61期」であり、司法修習期間が1年間に短縮をされたはじめての修習になる。そして、修習を終えてから今年の12月で10年が経過することになる。ちょうどこの時期に「わたしの修習時代」の掲載の話をいただいたことに、不思議な縁を感じている。

2 「新61期」

「新61期」は法科大学院出身の修習生だけで構成された修習期であり、中心は、法科大学院の一期末習生、二期既習生であった。特に、未習クラス出身の修習生には、多様な人材を法曹実務家にするという法科大学院の理想に合う有能かつ個性的な人材が多く、意欲も十分であったと思う。既習クラス出身で、社会経験が皆無であった私は、当初、彼らが醸し出すオーラのようなものに圧倒されていたことを鮮明に記憶している。昨今では法科大学院や司法試験といったものが、岐路にたたされているとも聞かすが、少なくとも、私の同期の修習生の多くは、法曹新人類として新しい時代を切り開いていこうとする高揚感を持っていたと思う。

3 実務修習について

当時の修習は、いきなり実務修習を8か月間行うというものであった。私の配属先は、横浜であった。横浜に配属された修習生は100人を超えていた。修習開始当初は、地方の少人数の修習がうらやましくも思ったこともあった。ただ、大規模庁には大規模庁なりの良さがあり、修習生の人数が多く、いろいろな修習生と知り合いになれたことはよかったし、修習生同士の適度な距離感も私には心地よかった（小規模庁では修習生同士の人間関係が密になりすぎて、人間関係がいろいろと面倒であるという話も聞いていた）。そして何より、修習先ではいつでも丁寧に指導していただいた。

実際に実務修習中にどのような活動をしたのか、今となってはあまり記憶がない。検察、弁護、民事裁判、刑事裁判の各修習をそれぞれ2か月間でまわすという、かなり慌ただしい修習で、目の前のことをこなしていくのに懸命になっていた。特に、世間の耳目を集めるような事件に出くわしたわけではなかったが、当時はやることなすこと全てが新しいことばかりで、毎日が冒険のようであった。

裁判所の近くには、山下公園、港の見える丘公園など

海が見える風光明媚なスポットがあり、修習に飽きると、ふらっと抜け出してそういったところに行き、リチャージをしていた。

裁判所の近くには中華街があり、頻繁に通っていた。20年以上横浜で生活していた私にとって、既に、中華街の有名店に関する知識は一定程度あり、既知のものをアップデートしていくイメージだった。今となっては、中華街は目を閉じて、歩くことができる。

4 集合修習について

実務修習が終わると和光に行き集合修習となる（厳密に言えば、実務修習と集合修習の間に選択修習があった）。私のクラスは、沖縄修習、新潟修習、そして横浜修習の一部が一緒になったものだった。修習生は、配属の修習地ごとに個性があり、詳細は省くが、教室の中では異種格闘技戦のような面白さがあった。

集合修習のころには二回試験が迫っていて、神経質になっている修習生もいた。私も不安になって、ある日、ある教官に、二回試験に落ちないためには、どういうことに気をつけたらいいのか質問したところ、「野球でいえば、ヒットを打たなくてもいい。内野ゴロでもいいし三振してもいい。ゲッツーでもやむをえない。ただ、ゴロをうって、三塁方向に走るのは駄目だ」と言われた。よく分からずさらに不安になって、自分の起案の評価を聞いた。この教官は、「お前の起案はテンション高い。最初から最後までテンションが高い」などと言われて、結局意味が分からなかった。

いずれにせよ、集合修習を担当していただいた実務家教官は、いずれも、心、技術、人格全てを備えた尊敬できる人ばかりであった。今でも感謝の念にたえない。

5 まとめ

この原稿を書くにあたって、「わたしの修習時代」バックナンバーを読んでみた。古き良き時代の牧歌的な司法修習時代がそこにはあった。ただ、私の司法修習時代はそれとは違う。期間は短く、修習生数も多く、二回試験直前に就職活動に奔走している人もいた。全ては慌ただしく過ぎていった。ただ、そのことを悲しんでいるということはない。私の時代は、新しい時代の司法修習の始まりであったと思う。時代の節目に司法修習生として活動できたことは貴重な経験である。

職業「弁護士」の違和感

会員 齋藤 崇史

- 1 私は、いわゆるマスコミ業界から転職しており、弁護士登録から一年が経過したところであるが、この一年間で「お仕事は何をされてますか？」との質問や自己紹介において「弁護士の齋藤です」と言うことが、最近ではほとんどである。

弁護士といっても、業務形態により、いわゆるバリスタ、ソリスタとの分類があるわけであり、個々の活動も、職人気質のような方やサービス業に近い志向の方など働き方も多様であるのに、職業は「弁護士」と回答するのである。

職業を「弁護士」ですと回答することに違和感を感じ始めている。

私が弁護士資格を取ろうと思った頃は、弁護士資格を持って何ができるか、何をしたいのか、などと考えていた。弁護士となった今、日々の業務に追われるのみならず、弁護士資格を持って何ができるか、何をしたいのか、考えながら進みたいと思う。私は、一般的な弁護士の業務と言われるような枠にとらわれない活動をしてゆきたいと思う日々である。

- 2 この一年の仕事を振り返ると、事務所の仕事に加えて、知人友人から、弁護士としての依頼以上に、弁護士であることを必ずしも要としない依頼や相談が多くあった。

それはもちろん、私が弁護士一年生であり、特段、専門性や弁護士経験もなく、私より優れた弁護士が数多くいるからである。

私自身、友人から「困って弁護士が必要だ」という連絡より、「飲み会を盛り上げてくれ」という方がウェルカムである。

私の活動や能力の一面が弁護士であり、周囲から弁護士としての活動を求められることもある、とい

う私の弁護士としての程度の低さの現れなのだと思う。職業「弁護士」に違和感があり、弁護士になれていないのだ、と謙虚に受け止め、研鑽の意欲としたい。

- 3 私は、この一年間で多くの弁護士の諸先輩方にお会いした。

様々な弁護士がいらしたが、私は弁護士としての既存の概念や職務領域にとらわれず、私なりの個性を活かせるような活動をしてゆきたい。

一つの企業に40年勤めあげる方も尊敬に値すると思うし、社会にとっては必要だとも思う。しかし、私は、そうはありたくない。

現代社会において、単に弁護士である、ということとはブライتكキャリアでも何でも無い。弁護士は単に資格であって、何をするか、何を考えるか、弁護士資格をどう活かすかが決定的に重要であり、その結果として弁護士の中にも、ブライتكキャリアと呼べる方の弁護士像が語られるのではないと思う。

偶然にも、ロースクール時代から尊敬して止まない恩師がいる弁護士活動領域拡大推進本部に参加させていただいている。本委員会に参加していると思うことは、弁護士の活動領域に枠をハメてきたような旧世代の社会、弁護士が害悪であったように感じる。むしろ、この委員会に参加しているような会員の方は、本委員会がなかったとしても、各自が独自に活動領域を拡大するような弁護士活動をするであろう方ばかりである。

私も、職業としての弁護士ではなく、私の個性を活かす活動の一部として弁護士資格を使っていけるような、私にしかできない、私ならではの活動をしてゆこうと考え、少しずつ動き出していこうと思う。

『タンポポ』

1985年／日本／伊丹十三監督作品

ラーメンの正しい食べ方は…

会員 佐竹 雅 (68期)



「タンポポ」
Blu-ray 発売中
¥4,700 十税
発売・販売元：東宝
©1985 伊丹プロダクション

1 映画の紹介

「タンポポ」は、伊丹十三の脚本・監督の映画で、1985年に公開されました。

あらすじは、亡夫からラーメン屋を引き継いだ店主タンポポ（役：宮本信子）が、タンクローリーの運転手ゴロー（役：山崎努）とガン（役：渡辺謙）の力を借りながら、「行列のできるラーメン屋」を目ざして、売れないラーメン屋を立て直す物語です。

2 映画を見たきっかけ

この映画は、伊丹十三監督の他の映画（「マルサの女」等）とは違って、あまり興行的に成功した作品ではありません。ですが、なぜかアメリカでは人気があるらしく、私に最初にこの映画を勧めてくれたのは、アメリカ人の友人でした。

伊丹十三のエッセイが大好きだった私は、紹介されてすぐにレンタルショップで「タンポポ」を借りてきて、視聴しました。

最初にこの映画を観たのは、もうかれこれ15年以上前になりますが、私は、次のシーンを今の今まで忘れたことはありません。

3 ラーメンの正しい食べ方

『ラーメンの先生』なるご老人がガンに対して、ラーメンの正しい食べ方を伝授してくれるシーンです。

麵を実食するまでの手順をかいつまんでご説明すると、①ラーメンをよく見る→②箸の先で、ラーメンの表面をならす→③箸の先でチャーシューをつまみ、どんぶり右上の位置に、沈ませ加減に安置する。このとき、心の中で詫げるように「あとでね」とつぶやくというものです。

（かいつまむと面白さが全く伝わらないと思うので、ぜひ映画をご覧になっていただきたいです。）

私は、ラーメンを食べるとき、上記①～③の手順を、無意識のうちにいつも行っていましたので、このシーンを観た時、「よくぞ、この流れを言葉にしてくれました！」と思わず膝を打ったものでした。

それ以来、私は、ラーメンを食べるとき、中でも特に、チャーシューをどんぶりの右上方向に移動させていく際、いつも「タンポポ」のこのシーンを思い出します。

4 印象に残るシーンの説明について

自分の心に残る映画の、印象に残るシーンをこのようにご紹介してしまうと、ネタバレになってしまうのではないかと。まだご覧になっていない方の楽しみを奪ってしまうのではないかと。

そう思って、このシーンについてご紹介することを躊躇していました。しかし、同じく「タンポポ」が好きだという知り合いに聞いたところ、私にとっては意外にも、そんなシーンは全く覚えていないという回答を得ました。

というのも、「タンポポ」には、売れないラーメン屋を立て直すという本筋とは、全く関係のない寸劇シーンが沢山出てきます。「ラーメンの正しい食べ方」のシーンも、実は本筋とは関係のないこの寸劇シーンの1つです。

ですので、たとえこのシーンを知っていても、この映画を初めて観る楽しみが失われることはないと考え、ここにご紹介する次第です。

5 その他

「タンポポ」の寸劇シーンには、食にまつわるシーンが沢山出てきます。ふわふわのオムライスを作るシーンもすごく食欲がそそられます。

この映画を観ていると食べることが楽しく感じられます。ご興味あればぜひご覧ください。



スリランカ ～旅行からビジネスまで～

会員 宮川 拓 (66期)



コロンボ市内

皆さまはスリランカのことをご存知だろうか。よく知らないという方が大半だと思う。かく言う私も何も知らなかったが、前職で企業内弁護士として2年間現地（コロンボ）に駐在して働く経験を得た。そこで、2年の駐在で知った魅惑の南国・スリランカについて紹介したい。

おおまかにいうと

スリランカは、インドの南東にある島国で、広さは北海道の4分の3くらい、人口は2000万人程度。多民族国家で、公用語は、シンハラ語、タミル語、英語である（法令等も基本これら3語で出される）。仏教徒が70%程で最も多い。気候は年中温暖ですぐしやすい。

とりあえず行ってみる

日本から直行便がある。成田から片道7～9時間で着く。国際空港から最大都市コロンボまでは車で1時間弱、高速道路で行けるため楽である。が、一般道の運転は荒い。逆に高速道路の運転は荒くない。ただし、高速道路の運転中に居眠りをする運転手もいるので、道中寝ないことをお勧めする。空港にSIMが売っており、SIMフリー携帯を持参するとよい。

どこに行くかー旅行

世界遺産は8つあるので、行く場所には困らない。旧跡好きは文化三角地帯、アクティブ派は海でサーフィン（サーフボードは安いレンタルがある）、涼しい所で紅茶やゴルフを楽しみたい人はヌワラ・エリヤ、動物好きならヤーラでサファリを楽しむことができる。どれも素晴らしい。が、次の点に注意。地図はGoogle Mapが最も精度が高いが、それだけに頼って運転手に指示し突き進むと山道に迷い込み冗談抜きで死にそうな思いをする。高地は寒いので、長袖上下を持参するのがよい。ワンプッシュ蚊取りがあると蚊に悩まされず快眠が期待できる。

人・まちの雰囲気

スリランカの人は陽気で優しくて世話好き、裏返せば「テキトー」。東京では人がぶつかると陰悪ムード漂うが、スリランカでは会話が始まるという雰囲気、知らない人同士も平気でお喋りをする。また、ドライブ途中で道に迷っても、道ゆく人に尋ねると誰でも行き方を教えてくれる。が、道が合っていないこともある。貧しそうな人にお金を寄付する人も結構いる。事故があると人が集まって話し合ったり手伝ったりする光景も見られる。

まちにごみは落ちていない。都市部は近代的だが、地方に行くと昭和30年代（「Always 3丁目の夕日」？）くらいの光景で懐かしいと、某企業の社長さん達が言っていた。

私自身危険な目にあったことはなく、治安は良いと思う。物価も安く住みやすい。

日本とのつながり

首都「スリ・ジャヤワルダナ・プラ・コッテ」の「ジャヤワルダナ」は蔵相、大統領をされた方の名前、日本にとって恩人のような方であるが、書くスペースがない。興味のある方はネットで調べてほしい。

ビジネス関係を少しだけ

英語が通じ、親日国のため、働き辛さはない。信頼できるビジネスパートナーがいれば、進出も比較的スムーズに進むだろう。会社設立は、カンパニーセクレタリをやっている所に頼めば10万LKR（7～8万円）前後の費用で済み、時間もさほどかからないが、業者次第という面はある。外国人・外国会社には、不動産保有規制等各種規制がある。また、日本・スリランカ間の送金には注意が必要である。

書ききれなかった話は別の機会に譲り、本稿で少しでも興味を持たれた方は、是非一度足を運んでみて頂きたい。

法 律 学
『変革期における法学・政治学のフロンティア』西南学院大学法学部／日本評論社
『法・情報・公共空間』郭薇／日本評論社

外 国 法
『韓国ビジネス 最新「法律」ガイド』法務法人(有限)太平洋
『イギリス犯罪学研究 2』守山正／成文堂
『イギリス二〇〇三年性犯罪法』横山潔／成文堂
『イギリス性犯罪法論』横山潔／成文堂
『アメリカにおける証拠開示制度・ディスカバリーの実践』樋口和彦／花伝社

憲 法
『抑止力としての憲法』樋口陽一／岩波書店
『日本国憲法制定資料全集 13』芦部信喜／信山社出版
『日本国憲法制定資料全集 14』芦部信喜／信山社出版
『日本国憲法制定資料全集 15』芦部信喜／信山社出版
『日本国憲法制定資料全集 16』芦部信喜／信山社出版
『日本国憲法制定資料全集 17』芦部信喜／信山社出版
『日本国憲法制定資料全集 18』芦部信喜／信山社出版
『日本国憲法制定資料全集 19』芦部信喜／信山社出版
『差別表現の法的規制』金尚均／法律文化社
『核兵器のない世界を求めて』池田眞規／日本評論社
『誰がく表現の自由を殺すのか』安世鴻／御茶の水書房
『ピンポイントでわかる自衛隊明文改憲の論点』清末愛紗／現代人文社

国 会 法
『参議院と議院内閣制』大西祥世／信山社出版

行 政 法
『ワークブック法制執務 新訂第2版』法制執務研究会／ぎょうせい

財 政 法
『公共調達と競争政策の法的構造 第2版』楠茂樹／Sophia University Press上智大学出版

税 法
『国際税務ハンドブック 第4版』PwC税理士法人／中央経済社
『タックス・ヘイブン対策税制の実務詳解』藤枝純／中央経済社
『BEPSとグローバル経済活動』中里実／有斐閣
『弁護士のための確定申告と税務 平成30年用』天賀谷茂／レクシスネクシス・ジャパン
『対比でわかる根拠法令から見た法人税申告書 平成29年12月改訂』鈴木基史／清文社
『スピノフの税務と法務 平成29年版』桜井光昭／大蔵財務協会
『Q&A事業承継をめぐる非上場株式の評価と相続対策 第9版』デロイトトーマツ税理士法人／清文社
『広大地評価の重要裁決事例集』小林穂積／プログレス
『上場株式等の相続と有利な物納選択』山本和義／清文社
『小規模宅地等の特例適用可否の分岐点』岩下忠吾／日本法令
『世界の相続専門弁護士・税理士による国際相続とエステート・プランニング』中田朋子／税務経

理協会
『印紙税ハンドブック 平成29年11月改訂』馬場則行／納税協会連合会
『国際取引の消費税QA 6訂版』上杉秀文／税務研究会出版局
『消費課税の国際比較』日本租税理論学会／日本租税理論学会

地 方 自 治 法
『自治制度の抜本的改革』阿部昌樹／法律文化社
『自治体行政への参加と統制』日本地方自治学会／敬文堂
『2017年地方自治法改正』宇賀克也／第一法規
『よくわかる条例審査のポイント 新版』田島信威／ぎょうせい
『東京都予算編成に対する要望 2018年度』日本共産党東京都議会議員団

民 法
『一般社団・財団法人 公益社団・財団法人の理事会 Q&A精選 100 増補2訂版』渋谷幸夫／全国公益法人協会
『企業不動産法 第2版』小澤英明／商事法務
『Q&A消費者からみた改正民法 第2版』日本弁護士連合会／民事法研究会
『契約責任の多元的制御』笠井修／勁草書房
『ペットの判例ガイドブック』渋谷寛／民事法研究会
『損害賠償の法務』喜多村勝徳／勁草書房
『人身損害賠償法の理論と実際』伊藤文夫／保険毎日新聞社
『子どものための里親委託・養子縁組の支援』宮島清／明石書店
『相続に活かす養子縁組』森田茂夫／日本法令
『新成年後見制度の解説 改訂版』小林昭彦／金融財政事情研究会
『相続税を考慮した遺言書作成マニュアル』坪多聡美／日本法令
『空き家問題解決のための政策法務』北村喜宣／第一法規
『家族信託をもちいた財産の管理・承継』浅岡輝彦／清文社
『公益信託法の見直しに関する中間試案』商事法務／商事法務
『後遺障害の認定と異議申立』加藤久道／保険毎日新聞社
『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 2018上巻』基準編』日弁連交通事故相談センター／日弁連交通事故相談センター東京支部
『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 2018下巻』講演録編』日弁連交通事故相談センター／日弁連交通事故相談センター東京支部
『交通事故損害額算定基準 26訂版』日弁連交通事故相談センター／日弁連交通事故相談センター
『LACマニュアル 改訂第3版補訂版』日弁連リーガル・アクセス・センター／日弁連リーガル・アクセス・センター

商 事 法
『企業取引法』ビジネス法体系研究会／第一法規
『なぜ、企業は不祥事を繰り返すのか 続』樋口晴彦／日刊工業新聞社
『従業員の不祥事対応実務マニュアル』安倍嘉一／民事法研究会
『ケースから考える内部統制システムの構築』中村直人／商事法務
『株主総会の準備実務・想定問答 平成30年』日比谷パーク法律事務所／中央経済社
『株主総会想定問答集 平成30年版』河村貢／商事法務
『招集通知・議案の記載事例 平成30年版』プロネクサス／商事法務
『東芝不正会計事件の研究』樋口晴彦／白桃書房

『法律家のための企業会計と法の基礎知識』古田佑紀／青林書院

刑 法
『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』本庄武／日本評論社
『臨床法医学入門』山田典子／明石書店

司 法 制 度・司 法 行 政
『揺るぎない司法の確立へ』東京弁護士会法友会／現代人文社
『隣接士業の業務範囲』日本弁護士連合会業際・非弁・非弁提携問題等対策本部／日本弁護士連合会業際・非弁・非弁提携問題等対策本部
『非弁行為に関する判例集成』日本弁護士連合会業際・非弁・非弁提携問題等対策本部／日本弁護士連合会業際・非弁・非弁提携問題等対策本部
『解説弁護士職務基本規程 第3版』日本弁護士連合会弁護士倫理委員会／日本弁護士連合会

訴 訟 手 続 法
『裁判官！当職そこが知りたかったのです。民事訴訟がわかる本』岡口基一／学陽書房
『民事訴訟による集約的権利保護の立法と理論』三木浩一／有斐閣
『新民事訴訟法講義 第3版』中野貞一郎／有斐閣
『民事司法改革グランドデザイン』日本弁護士連合会／日本弁護士連合会
『民事司法を利用しやすくする懇談会』民事司法を利用しやすくする懇談会
『民事訴訟法の理論』高田裕成／有斐閣
『要件事実民法 第4版 3』大江忠／第一法規
『要件事実マニュアル 第5版 5』岡口基一／ぎょうせい
『Q&A弁護士のための面会交流ハンドブック』梶村太市／学陽書房
『離婚調停 第3版』秋武憲一／日本加除出版
『家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務 第3版』片岡武／日本加除出版
『刑事手続におけるプライバシー保護』稲谷龍彦／弘文堂
『事例に学ぶ刑事弁護入門 補訂版』宮村啓太／民事法研究会
『自由を奪われた精神障害者のための弁護士実務』姜文江／現代人文社
『新刑法犯・特別法犯犯罪事実記載要領 改訂第5版』高森高德／立花書房
『取調べ対応・弁護実践マニュアル 第3版』日本弁護士連合会／日本弁護士連合会
『死刑執行された冤罪・飯塚事件』飯塚事件弁護団／現代人文社
『土芥寇讎記』塚越豊／文藝春秋企画出版部
『少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター／日本評論社
『神兵隊事件 別巻6』専修大学今村法律研究室／専修大学出版局

経 済 産 業 法
『リーガルテック』佐々木隆仁／アスコム
『システム開発受託契約の教科書』池田聡／翔泳社
『持株会社の実務 第8版』発知敏雄／東洋経済新報社
『逐条解説建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』建築物省エネ法研究会／第一法規
『証券取引等監視委員会の活動状況』証券取引等監視委員会
『企業法制の将来展望 2018年度版』神作裕之／資本市場研究会
『投資信託 14訂』田村威／経済法令研究会
『不動産取引における契約不適合責任と説明義務新訂版』渡辺晋／大成出版社

『これからの消費者教育と弁護士役割』 中部弁護士会連合会／中部弁護士会連合会
『金融機関職員なら知っておきたい個人情報の取扱い』 和田洋一／金融財政事情研究会
『金融機関関係者のための預金相続事務手続活用マニュアル 第2版』 桜井達也／金融財政事情研究会
『日本のLBOファイナンス』 日本バイアウト研究所／きんざい
『金融システムの制度設計』 福田慎一／有斐閣
『図説わが国の銀行 10訂版 2017年版』 全国銀行協会／財経詳報社
『金融機関の法務対策5000講 1』 金融財政事情研究会
『金融機関の法務対策5000講 2』 金融財政事情研究会
『金融機関の法務対策5000講 3』 金融財政事情研究会
『金融機関の法務対策5000講 4』 金融財政事情研究会
『金融機関の法務対策5000講 5』 金融財政事情研究会
『貸金業と過払金の半世紀』 阿部芳久／青林書院

知的財産法

『年報知的財産法 2017-2018』 高林竜／日本評論社
『知財の正義』 Merges, Robert P.／勁草書房
『オープン化戦略』 安本雅典／有斐閣
『撮ってはいけない』 飯野たから／自由国民社
『出版・マンガビジネスの著作権 第2版』 福井健策／著作権情報センター

交通・通信法

『自動運転と法』 藤田友敬／有斐閣

労働法

『雇用社会の25の疑問 第3版』 大内伸哉／弘文堂
『モデル賃金・年収と昇給・賞与 2018年版』 労務行政研究所／労務行政
『社員の多様なニーズに応える社内規程のつくり方』 矢萩大輔／日本法令
『社内諸規程作成・見直しマニュアル 改訂版』 岩崎仁弥／日本法令
『Q&A 有期契約労働者の無期転換ルール』 別城信太郎／新日本法規出版
『がん治療と就労の両立支援』 近藤明美／日本法令
『Q&A 発達障害・うつ・ハラスメントの労務対応』 布施直春／中央経済社
『女性社員の労務相談ハンドブック』 山浦美紀／新日本法規出版

社会福祉法

『障害者が街を歩けば差別に当たる?!』 DPI日本会議／現代書館
『障害者総合支援法のすべて』 ナツメ社
『精神障がい者のための就労支援 改訂第2版』 米川和雄／へるす出版
『国連障害者権利条約と権利のベースのアプローチ』 医学書院
『介護事故を考えることになったら読む本』 大阪弁護士会／大阪弁護士協同組合
『世界の社会福祉年鑑 2017-17』 宇佐見耕一／旬報社
『生活困窮者自立支援事業における自治体と弁護士の連携』 東北弁護士会連合会／東北弁護士会連合会
『児童相談所改革と協働の道のり』 藤林武史／明石書店
『性的虐待を受けた子どもの施設ケア』 八木修司／明石書店

医事法

『医療法人の事業承継完全ガイド』 税理士法人青木会計／ぎょうせい
『医療事件の実務』 佐藤哲治／東京法律相談運営連絡協議会

環境法

『図解環境ISO対応まるごとわかる環境法』 見目善弘／産業環境管理協会
『<水俣病>事件の61年』 富樫貞夫／弦書房
『これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理 改訂増補版』 龍野浩一／第一法規

社会保険法

『障害年金相談対応マニュアル』 椎野登貴子／新日本法規出版

文化法

『考古学のための法律』 久末弥生／日本評論社

国際法

『不法移民はいつく不法？でなくなるのか』 Carens, Joseph H.／白水社
『放送衛星 その法制度的研究』 山本草二／日本放送出版協会
『国家としての宇宙戦略論』 河井克行／誠文堂新光社
『新・国際売買契約ハンドブック』 住友商事株式会社／有斐閣
『入門解説新しい技能実習制度【関係法令集】』 国際研修協力機構教材センター
『入門解説新しい技能実習制度』 国際研修協力機構教材センター
『わかりやすい入管手続 第4版』 入管協会／入管協会
『外国人雇用の実務 第2版』 近藤秀将／中央経済社

医学書

『内科学 特装版 1』 金沢一郎／医学書院
『内科学 特装版 2』 金沢一郎／医学書院
『高次脳機能障害』 山口研一郎／岩波書店
『新編内部障害のリハビリテーション 第2版』 上月正博／医歯薬出版
『リハビリテーションリスク管理ハンドブック 第3版』 亀田メディカルセンター／メジカルビュー社
『抜歯テクニックコンプリートガイド』 坂下英明／クインテッセンス出版
『接着歯学 第2版』 日本接着歯学会／医歯薬出版
『よくわかる歯科小手術の基本』 齋藤淳／デンタルダイヤモンド社
『根拠と事故防止からみた小児看護技術 第2版』 浅野みどり／医学書院
『根拠と事故防止からみた母性看護技術 第2版』 石村由利子／医学書院
『根拠と事故防止からみた基礎・臨床看護技術 第2版』 任和子／医学書院
『脳卒中後の自動車運転再開の手引き』 武原格／医歯薬出版
『ER・ICU 100のスタンダード』 志馬伸朗／中外医学社
『TNM 悪性腫瘍の分類 第8版』 Brierley, James D.／金原出版
『“トコトンわかる”てんかん発作の聞き出し方と薬の使い方』 川崎淳／金芳堂
『救急診療のキホン編 改訂版 Part1』 林寛之／羊土社
『ここまでの肝臓病診療』 佐々木裕／中山書店
『認知症はこう診る』 上田諭／医学書院
『レジデントのための腎臓病診療マニュアル 第3版』 深川雅史／医学書院
『腎臓病診療レジデントマニュアル』 小松康宏／医学書院

学書院

『胃癌取扱い規約 第15版』 日本胃癌学会／金原出版
『肝臓診療ガイドライン 2017年版』 日本肝臓学会／金原出版
『脾外分泌不全診療マニュアル』 中村光男／診断と治療社
『薬剤師が知っておきたいチーム医療実践のための感染症検査』 岸田直樹／南山堂
『免疫学コア講義 改訂4版』 熊ノ郷淳／南山堂
『肺がん支持療法マニュアル』 三浦理／医薬ジャーナル社
『超音波診断装置が有用な運動器疾患診断治療ガイド』 奥田泰久／克誠堂出版
『胆膵内視鏡の診断・治療の基本手技 第3版』 糸井隆夫／羊土社
『精神障害のある救急患者対応マニュアル 第2版』 上條吉人／医学書院
『気管支肺胞洗浄[BAL]法の手引き 改訂第3版』 日本呼吸器学会／克誠堂出版
『緩和治療薬の考え方、使い方 ver.2』 森田達也／中外医学社
『医師と患者・家族をつなぐうつ病のABC』 樋口輝彦／医薬ジャーナル社
『ハーバード大学眼科イラストレイテッドマニュアル』 Kaiser, Peter K.／エルゼビア・ジャパン
『かんと正しく戦うための遺伝子検査と精密医療』 西原広史／羊土社
『RHOTON 頭蓋内脳神経解剖と手術アプローチ』 Rhoton, Albert L.／南江堂
『膀胱癌診療最前線』 堀江重郎／メジカルビュー社
『無痛分娩の極意』 奥富俊之／克誠堂出版
『難治性びまん性肺炎患診療の手引き』 厚生労働省／南江堂
『シンプル免疫学 改訂第5版』 中島泉／南江堂
『肺癌診療Q&A 第3版』 弦間昭彦／中外医学社
『頭痛外来専門医が教える！頭痛の診かた』 竹島多賀夫／金芳堂
『超実践！脳血管障害パーフェクトガイド』 中嶋秀人／総合医学社
『救急医療におけるメディカルコントロール 第2版』 消防庁／へるす出版
『遺伝性乳癌卵巣癌症候群(HBOC)診療の手引き 2017年版』 厚生労働省／金原出版
『パーフェクト疲労骨折』 石橋恭之／金芳堂
『発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン 改訂第2版』 日本臨床腫瘍学会／南江堂
『髄液検査データブック』 太田淳文／新興医学出版社
『イラストでまなぶ解剖学 第3版』 松村譲児／医学書院
『アトラス脳腫瘍病理』 中里洋一／中外医学社
『慢性便秘症診療ガイドライン 2017』 日本消化器病学会／南江堂
『臨床薬理学 第4版』 日本臨床薬理学会／医学書院
『誤嚥性肺炎の予防とケア』 前田圭介／医学書院
『消化管内視鏡診断テキスト 第4版 1』 藤城光弘／文光堂
『小児腎血管性高血圧診療ガイドライン 2017』 日本小児腎臓病学会／診断と治療社
『子ども・大人の発達障害診療ハンドブック』 内山登紀夫／中山書店
『間質性肺炎合併肺癌に関するステートメント』 日本呼吸器学会／南江堂
『運動失調のみかた、考えかた』 宇川義一／中外医学社

判例評釈集

『私法判例リマックス 2018上』 椿寿夫／日本評論社

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から7年を迎えるにあたっての声明

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から、丸7年を迎えることとなる。

関東弁護士会連合会並びに東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）は、東日本大震災発生直後から、関東弁護士会連合会では東日本大震災災害対策本部、東京三弁護士会では災害復旧復興本部を立ち上げ、電話相談や避難所相談、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の相談、被災地への各種支援等を実施しており、また、原子力損害賠償紛争解決センターには、東京三弁護士会に所属する弁護士が、現場で和解仲介を担う仲介委員・調査官として活動をしており、これらは今年度も同様に継続されている。

復興庁の報告では被災直後に47万人いた避難者は、昨年12月時点では7万7000人に減少したこと、また、民間住宅等用宅地の80%、災害公営住宅の92%が完成したとされており、復興の槓音は確かに感じられる。ただ、ここに至り特に感じることは、東日本大震災の被災、被害事実の風化も加速化していることである。復興が途上であるにもかかわらず被災等の事実が過去のものとなり、また、被害回復、被災者支援の取り組みへの意識が低くなっている風潮には強い懸念を抱く。

すなわち、被災等事実の風化は、被害者及び被災者の切り捨てにつながる。例えば、東北地方沿岸の被災地では、被災世帯を対象とする災害援護資金貸付の償還が本格化しつつあり、また、災害公営住宅の家賃の引き上げも始まっているとのことであるが、それは復興途上の被災者の生活が困窮の危機に陥ることに直結する。

さらに、仙台弁護士会が取り組んだ石巻市等の戸別訪問調査により、在宅被災者等に支援の手が行き届かず、今なお復興途上にも至らない過酷な生活を強いられている実態が明らかとなってきている。

そこで、弁護士の被災者に対する無料相談を資力を問わずに行い、代理援助費用の立替も資力を問わないとする、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）」（2018年3月31日期限）の再延長は不可欠である。日本弁護士連合会及び東北弁護士会連合会もまた今国会での再延長を強く要求しており、この改正案を成立させ、被災者支援をより充実したものにしていかなければならない。

被災者の復興が途上であることは、東日本大震災で被災し

た岩手、宮城、福島、茨城4県の企業2602社が現時点でも二重ローン問題の相談を希望している、という復興庁が調査・推計した事実からも明らかである。この点、2018年（平成30年）2月1日に東日本大震災事業者再生支援機構法による二重ローン問題の支援期間を2021年（平成33年）3月31日まで延長する法改正を実現したことは、適切な対応であり評価できる。今後も、被災した中小企業のみならず、被災者及び被災事業者の復興支援に万全を期すべきである。

一方、原子力発電所事故の被害者に対する救済・賠償は依然として不十分である。いくつかの集団訴訟で国や東京電力の責任を認める画期的判決が出ているが、残念ながら被害者救済に資する十分な賠償を命じたと言える内容ではない。また、前述の原子力損害賠償紛争解決センターには、設立以来2万3000件を超える申立てが行われ、その7割5分超に和解が成立しているが、しかし被災された住民・事業者の中には、本件事故発生当初の損害についてこれまでに十分な賠償を受けていない方や、本件事故からの時間の経過等を踏まえてもなお損害の発生が継続していると考えられる方もいることが推測される。

「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（原賠時効特例法）」が2013年（平成25年）12月に施行されたことにより損害賠償請求期間が10年に延長されたが、復興庁等において被害者が賠償を適切に受けられているかにつき調査し、同請求期間の再延長の必要性を検証する等して、あらためて社会全体で原子力発電所事故の被害の重大性を考える機会を持つべきである。

関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会は、来年度も災害対策本部、災害復旧復興本部を中心として、被災者・被害者の人権擁護のため、東日本大震災に関する諸問題について、国や関係機関に対する積極的な提言を行うほか、引き続き復興途上の被災者・被害者に寄り添いながら「人間の復興」を実現すべく支援活動により一層力強く取り組むことをあらためて決意し、ここに宣言する。

2018年3月9日

関東弁護士会連合会 理事長 高木 光春
東京弁護士会 会長 洲上 玲子
第一東京弁護士会 会長 澤野 正明
第二東京弁護士会 会長 伊東 卓

消費者契約法の一部を改正する法律案についての会長声明

東京弁護士会では、2018年（平成30年）2月21日付で、「消費者契約法の改正についての意見書」を提出したところ、政府は、2018年（平成30年）3月2日、消費者契約法の一部を改正する法律案（以下、「本改正案」という。）を閣議決定した。しかしながら本改正案は、次のとおり修正が行われるべきである。

1 「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件は削除すべきである

本改正案においては、契約締結過程に関する規律として、①消費者の不安をあおる告知、及び、②恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用による勧誘を困惑類型として追加し、取消権を導入することとされている。しかし、いずれの場合にも、「社会生活上の経験が乏しいことから」という要件が付加されているため、保護の対象が若年者層の消費者に限定されかねない。また、2017年（平成29年）8月の内閣府消費者委員会答申からも後退している。

近年における高齢社会の進行、高度情報化社会の進展等により社会が変化し、知識・経験・理解力・判断能力等が乏しい脆弱な消費者は、契約内容を理解することができず、契約をするかどうかの合理的判断をすることが困難になっている。

そして、脆弱な消費者の中には、若年者のみならず高齢者や障がい者等も含まれ、現実にはこのような消費者の消費者被害数は高水準で推移している。

したがって、若年者以外の高齢者や障がい者等の脆弱な消費者に対する対策も急務であることはいままでもない。よって、本改正法案においては、「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件を除外し、脆弱な消費者が幅広く保護を受けられるようにすべきである。

2 つけ込み型不当勧誘行為における取消権を導入すべきである

また、上記のとおり、脆弱な消費者は、知識・経験・理解力・判断能力等が乏しいゆえに合理的な判断をすることが困難であるところ、そのような事情を利用して契約を締結させるつけ込み型の勧誘行為においても、消費者の取消権を導入すべきである。

以上のとおり、修正を求め会長声明を発するものである。

2018年3月13日

東京弁護士会会長 瀧上 玲子